○総務省告示第七十号

臣が別に告示する業務を定める件)の一部を吹のように改正する。き、令和三年総務省告示第九十一号(電波法施行規則第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三条第一項第十五号の規定に基づ

令 和 五 年 三 月 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

。)は、これを加える。 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という

| 改 正 後 | 名 H 福 |
|---|-----------|
| 電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人 | [區斗] |
| 的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする | |
| 。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれ | |
| 45° | |
| [・1 | [1・1] 區出] |
| 三 教育又は研究活動のために行う業務 | [|
| 備考(表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

○翁務治由示第七十一中

許人がする無線局の運用とするものを定める件)の一部を炊のように改正する。年総務省告示第三百三十一号(免許人以外の者が行う無線局(アマチュア局に限る。)の運用を、免電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第五条の二の規定に基づき、令和四

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

下「対象規定」という。)は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

改 正 後

保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立会いを要しないこととする態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確めって、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事し、<u>第一号の運用における立会いについては、運用しようとするアマチュア局の免許人が社団でについて適切な監督が行われているアマチュア局の運用であって、<u>Xに掲げるもの</u>とする。ただという。) に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保よらの外計れか又は法第四十二条第一号若しくは第二号に該当する者を除く。以下「運用者」号の免許人をいう。以下同じ。)からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者(法第五条第三項各計人(電波法(昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。)第十四条第二項第二</u>

[三の]

[三心]

[型の]

- 運用者が行う当孩アマチュア局の運用であって、炊に掲げる要件に適合するもの(これに相当する適切な措置を執るものを含む。)をするものに限る。以下同じ。)の下に、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮(立会い
 - 、当該資格で操作できる範囲内で運用するものであること。 五号に掲げる資格に相当する資格を含む。以下同じ。)を有する運用者による運用であって アマチュア局の無線設備を操作することができる資格(外国において法第四十条第一項第
 - ロ 運用しようとするアマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。
 - 出待号又は氏名を送貨しても差し支えない。 あること。なお、当該アマチュア局の呼出符号の後に、運用者が開設するアマチュア局の呼い 中出し又は広答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号を使用するもので
- 、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十四条の十の規定により

改 正 前

する。の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立会いを要しないこととの事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信団であって、当該免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常財のとする。ただし、第二号の立会いについては、運用しようとするアマチュア局の免許人が社保について適切な監督が行われているアマチュア局の運用であって、<u>Xに掲げる要件に適合する「</u>という。)に対して、法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確号の免許人をいう。以下同じ。)からアマチュア局の運用を行う免許人以外の者(以下「運用者各許人(電波法(昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。)第十四条第二項第二

- 操作できる範囲内で運用するものであること。 ■ 運用者は、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有し、かつ、当該資格で
- **同の免許の範囲内で運用するものであること。** □ 運用者は、運用しようとするアマチュア同の免許人の立会いの下で、かつ、当該アマチュア
- ること。 「工作出し又は広答を行う際は、運用しようとするアマチュア局の呼出符号を使用するものであ

[整設]

[犛蝦]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○翁務御告示解七十二号

改正する。格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件)の一部を次のようにげる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号(外国において電波法第四十条第一項第五号に掲電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十四条の八及び三十四条の九の

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

の傍線を付した部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

| 改 旧 後 | 改 圧 縆 |
|---|--|
| [~ 2 | [區刊] |
| 二 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を有する者が、本邦 | 1一 外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格を有する者が、本邦 |
| 内でアマチュア局を開設していない場合において、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根 | 内でアマチュア局を開設していない場合において、無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根 |
| 本的基準第六条の二第一号③の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、 | 本的基準第六条の二第一号③の者が開設する無線局の無線設備の操作を行おうとするときは、 |
| あらかじめ総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、令和四年総務省告示第三百三十 | あらかじめ総務大臣の登録を受けなければ <u>ならない。</u> |
| 一号に基づいて行う無線局の運用において当該無線局の操作を行う場合は、この限りでない。 | |
| [川〜六 鋆] | [川〜弌 區出] |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

○翁務治告示第七十三号

日から施行する。許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件)の一部を次のように改正し、令和五年九月二十五第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号(電波法施行規則の規定により電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)別表第一号の三第1の表 3.6項及び

令 程 五 年 三 月 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以

| お 川 後 | 改 卍 恒 | | |
|-------------|--|-------------------|---------------------------|
| <u>1</u> 削除 | アマチュア局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合(設備又は 装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。) | | |
| | | | |
| | | 工事設計のうち軽微なものとする | 適用の条件 |
| | | もの | |
| | | 1 空中線電力200ワット以下の送 | 当該部分の全部について,適合表示無線設備に係 |
| | | 信機の工事設計 | る工事設計に改める場合若しくはこれを追加する場 |
| | | | 合又は総務大臣が別に定めるところにより公示する |
| | | | 者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つ |
| | | | た法第3章の技術基準に適合していることの保証を |
| | | | 受けた送信機に係る工事設計に改める場合若しくは |
| | | | これを追加する場合(新たな工事設計として追加す |
| | | | る場合を含む。) |
| | | 2 空中線の工事設計 | 当該部分の全部について削る場合又は改める場合 |
| | | | 若しくは追加する場合(送信機と空中線間に減衰器 |
| | | | を追加する場合を含む。)。ただし、いずれも空中 |
| | | | 線の型式又は電気的特性に変更を来さないこととな |
| | | | る場合(減衰器の追加により空中線電力が低下する |
| | | | 場合を除く。)に限る。 |
| | | 3 空中線電力20ワット以下の送 | 当該部品について改める場合に限る。 |
| | | 信機の部品に係る工事設計 | |
| | | 4 送信機の部品及び当該送信機 | 次のいずれかの場合に限る。 |
| | | の外部入力端子に接続する附属 | 1 空中線電力が20ワットを超え200ワット以下の |

| 生置 | に存え | 工事設計 |
|----|-----|------|
| | | |

送信機の部品の工事設計であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けた場合

- 2 次に掲げる条件に適合する場合(前3号に規定する場合を除く。また、空中線電力200ワットを超える送信機の部品の工事設計であつて、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第1項の規定による経過措置を受けている無線設備について同令附則第2条に規定する新規則の条件に適合していることの保証を受けた場合であつて、次に掲げる条件に適合する場合を含む。)
- (1) 電波の型式又は空中線電力の指定の変更に 伴う場合でないこと。
- (2) 周波数の指定の変更に伴う場合(水晶片に 係る工事設計を削る場合を除く。)でないこと

注 施行規則第10条第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとするものの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「に係る工事設計に改める場合」とあるのは「に取り替える場合」と、「に係る工事設計を追加する場合」とある

| | のは「を増設する場合」と、「新たな工事設計として追加する場合」とあるのは「新たに付設す |
|---------|---|
| | る場合」と、「削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「改める場合」とあるのは「取り替 |
| | える場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」と、「に係る工事設計を削る場合 |
| | 」とあるのは「を撤去する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。 |
| [2~9 略] | [2~9 同左] |

○翁務省告示第七十回号

五日から施行する。要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を次のように定め、令和五年九月二十電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十条の二の規定に基づき、許可を

令 和 五 年 三 月 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備 を遠隔操作するアマチュア局を除く。)の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更す る場合(設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。)

| 工事設計のうち軽微なものとするもの | 適用の条件 |
|------------------------|-----------------------|
| 1 空中線電力200ワット以下の送信機の工事 | 当該部分の全部について、適合表示無線設備 |
| 設計 | に係る工事設計に改める場合若しくはこれを |
| | 追加する場合又は総務大臣が別に定めるとこ |
| | ろにより公示する者による、総務大臣が別に定 |
| | める手続に従って行った法第3章の技術基準 |

| | に適合していることの保証を受けた送信機に |
|-----------------------|-----------------------|
| | 係る工事設計に改める場合若しくはこれを追 |
| | 加する場合(新たな工事設計として追加する場 |
| | 合を含む。)に限る。 |
| 2 空中線の工事設計 | 当該部分の全部について削る場合又は改め |
| | る場合若しくは追加する場合(送信機と空中線 |
| | 間に減衰器を追加する場合を含む。)。ただし |
| | 、いずれも空中線の型式又は電気的特性に変更 |
| | を来さない場合(減衰器の追加により空中線電 |
| | 力が低下する場合を除く。)に限る。 |
| 3 空中線電力20ワット以下の送信機の部品 | 当該部品について改める場合であって、無線 |
| に係る工事設計 | 設備の電気的特性に変更を来さないときに限 |
| | る。 |
| 4 送信機の部品に係る工事設計(1の項から | 当該部品について改める場合又はこれを追 |
| 3の項までに掲げるものを除く。) | 加する場合であって、次のいずれかに該当する |

ときに限る。

- 1 200ワット以下の送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第3章の技術基準に適合していることの保証を受けたとき
- 2 無線設備の電気的特性に変更を来さないとき(水晶片に係る工事設計を削ることにより周波数の変更を行う場合を除き、空中線電力200ワットを超える送信機の部品の工事設計であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第1項の規定による経過措置を

| | | 受けている無線設備について同令附則第2 |
|---|--------------------|-----------------------|
| | | 条に規定する新規則の条件に適合している |
| | | ことの保証を受けた場合を含む。) |
| 5 | 適合表示無線設備の部品に係る工事設計 | シンセサイザー方式の送信装置の周波数合 |
| | | 成回路に係る工事設計に改める場合(当該設備 |
| | | について受けた法第4条第2号の適合表示無 |
| | | 線設備に係る周波数の範囲を超えることとな |
| | | る場合を除く。)に限る。 |

注 施行規則第10条の2第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとするものの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「に係る工事設計に改める場合」とあるのは「に取り替える場合」と、「新たな工事設計として追加する場合」とあるのは「新たに付設する場合」と、「削る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「改める場合」とあるのは「取り替える場合」と、「追加する場合」とあるのは「増設する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。

○翁務省告示第七十五号

信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件)は廃止する。平成二十一年総務省告示第二百六十二号(電波法施行規則第十一条の三第七号のアマチュア局の送

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

○総務省告示第七十六号

は廃止する。 無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件) 令和三年総務省告示第九十二号(電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の

令 和 五 年 三 月 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

○翁務省告示第七十七号

令和五年九月二十五日から施行する。 定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を次のように定め、ュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。) に指第五項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチ無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第十条の二第四項(第二十一条

る記号を定める件)は、九月二十四日限り、廃止する。なお、平成二十一年総務省告示第百二十七号(アマチュア局において使用する電波の型式を表示す

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備 を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。)に指定することが可能な電波の型式、周波数及び 空中線電力(以下「周波数等」という。)を一括して表示する記号は、次表のとおりとする。

| 無線従事者の資格 | 無線局の区分 | 周波数等 | 記号 |
|--------------|--------|-------|-------|
| 第一級アマチュア無線技士 | 移動しない局 | 別表第1号 | 1 A F |

| | 移動する局 | 別表第2号 | 1 A M |
|--------------|----------|-------|-------|
| 第二級アマチュア無線技士 | 移動しない局 | 別表第3号 | 2 A F |
| | 移動する局 | 別表第2号 | 2 A M |
| 第三級アマチュア無線技士 | 移動しない局 | 別表第4号 | 3 A F |
| | 移動する局 | 別表第5号 | 3 A M |
| 第四級アマチュア無線技士 | 移動しない局 | 別表第6号 | 4 A F |
| | 移動する局 | 別表第7号 | 4 A M |
| | アマチュア業務の | 別表第8号 | ATR |
| | 中継用無線局 | | |

別表第1号 1AF (第一級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

| 記号 | 指定周波数 | 電波の型式 | 空中線電力 | 附款 |
|-------|------------|-------|----------|------------------------------|
| 1 A F | 136.75kHz | | 200W | 別記1、別記2、別記3 |
| | 475.5kHz | 全ての電波 | 200W | 別記1、別記3、別記9、別記10 |
| | 1 0101-11- | の型式 | 1 000117 | 別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで |
| | 1,910kHz | | 1,000W | に限る。) |

| 3,537.5kHz |
|------------|
| 3,798kHz |
| 7,100kHz |
| 10,125kHz |
| 14,175kHz |
| 18,118kHz |
| 21,225kHz |
| 24,940kHz |
| 28.85MHz |
| 52MHz |
| 145MHz |
| 435MHz |
| 1,280MHz |

| | 別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで |
|--------|------------------------------|
| 1,000W | 及び3,662kHzから3,680kHzまでに限 |
| | る。) |
| 1,000W | |
| 500W | 別記 4 |
| 50W | 別記 5 |
| 50W | 別記 5 |
| 10W | 別記1、別記5、別記6 |

| 2,425MHz | | 2 W | 別記1、別記7、別記8、別記11 |
|-----------|-------|--------|-------------------|
| 5,750MHz | | 2 W | 別記1、別記8、別記11、別記12 |
| 10.125GHz | | 2 W | 別記 1 |
| 10.475GHz | | 2 W | 別記8、別記12 |
| 24.025GHz | | 2 W | 別記 11、別記 12、別記 13 |
| 47.1GHz | | 0.2W | 別記 12、別記 13 |
| 77.75GHz | | 0.2W | |
| 135GHz | | 0.2W | |
| 249GHz | | 0.1W | |
| 4,630kHz | A 1 A | 1,000W | 別記 14 |

- 別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
 - 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地 点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線 路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 50MHzを超え51.5MHz以下の周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限り、1,000W以下の空中線 電力とすることができる。
- 5 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、500W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲 内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければ ならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から 見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値とし なければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 月面反射通信を行う場合に限り、300W以下の空中線電力とすることができる。
- 9 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。

- 10 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。
- 11 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 12 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 13 月面反射通信を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 14 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。
- 別表第2号 1 A M 及び2 A M (第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局)

| 記- | 号 指定周 | 波数電波の型 | 式空中線電力 | 竹款 | |
|----|-------|--------|--------|----|--|
|----|-------|--------|--------|----|--|

| | 1 | 1 | | |
|-------|------------|----------|------|------------------------------|
| 1 A M | 136.75kHz | | 50W | 別記1、別記2、別記3 |
| (第一級 | 475.5kHz | | 50W | 別記1、別記3、別記8、別記9 |
| アマチュ | 1,910kHz | | 50W | 別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで |
| ア無線技 | 1, 910KHZ | | 30 W | に限る。) |
| 士が開設 | | | | 別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで |
| する場合 | 3,537.5kHz | | 50W | 及び 3,662kHz から 3,680kHz までに |
| に限 | | 全ての電波の型式 | | 限る。) |
| る。) | 3,798kHz | | 50W | |
| | 7,100kHz | | 50W | |
| 2 A M | 10,125kHz | | 50W | |
| (第二級 | 14,175kHz | | 50W | |
| アマチュ | 18,118kHz | | 50W | |
| ア無線技 | 21,225kHz | | 50W | |
| 士が開設 | 24,940kHz | | 50W | |
| する場合 | 28.85MHz | | 50W | |

| に限 | 52MHz | | 50W | |
|-----|-----------|-------|------|-------------------|
| る。) | 145MHz | | 50W | |
| | 435MHz | | 50W | |
| | 1,280MHz | | 1 W | 別記1、別記4、別記5、別記6 |
| | 2,425MHz | | 2 W | 別記1、別記5、別記7、別記10 |
| | 5,750MHz | | 2 W | 別記1、別記5、別記10、別記11 |
| | 10.125GHz | | 2 W | 別記 1 |
| | 10.475GHz | | 2 W | 別記5、別記11 |
| | 24.025GHz | | 2 W | 別記5、別記10、別記11 |
| | 47.1GHz | | 0.2W | 別記5、別記11 |
| | 77.75GHz | | 0.2W | |
| | 135GHz | | 0.2W | |
| | 249GHz | | 0.1W | |
| | 4,630kHz | A 1 A | 50W | 別記 12 |

別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地 点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線 路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲 内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければ ならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から 見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値とし なければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ

チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。

- 8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。
- 10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第3号 2AF (第二級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

| | 記号 | 指定周波数 | 電波の型式 | 空中線電力 | 附款 |
|--|----|-------|-------|-------|----|
|--|----|-------|-------|-------|----|

| | 136.75kHz | | 200W | 別記1、別記2、別記3 |
|-------|------------|---------------|-------|------------------------------|
| | 475.5kHz | | 200W | 別記1、別記3、別記7、別記8 |
| | 1,910kHz | | 200W | 別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで |
| | 1, 910kiiz | | 200 W | に限る。) |
| | | | | 別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで |
| | 3,537.5kHz | | 200W | 及び3,662kHzから3,680kHzまでに限 |
| | | 今 ての電池 | | る。) |
| 2 A F | 3,798kHz | 全ての電波の型式 | 200W | |
| | 7,100kHz | | 200W | |
| | 10,125kHz | | 200W | |
| | 14,175kHz | | 200W | |
| | 18,118kHz | | 200W | |
| | 21,225kHz | | 200W | |
| | 24,940kHz | | 200W | |
| | 28.85MHz | | 200W | |

| 52MHz | | 200W | |
|-----------|-------|------|------------------|
| 145MHz | | 50W | 別記 4 |
| 435MHz | | 50W | 別記 4 |
| 1,280MHz | | 10W | 別記1、別記4、別記5 |
| 2,425MHz | | 2 W | 別記1、別記4、別記6、別記9 |
| 5,750MHz | | 2 W | 別記1、別記4、別記9、別記10 |
| 10.125GHz | | 2 W | 別記 1 |
| 10.475GHz | | 2 W | 別記4、別記10 |
| 24.025GHz | | 2 W | 別記9、別記10、別記11 |
| 47.1GHz | | 0.2W | 別記 10、別記 11 |
| 77.75GHz | | 0.2W | |
| 135GHz | | 0.2W | |
| 249GHz | | 0.1W | |
| 4,630kHz | A 1 A | 200W | 別記 12 |

別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

- 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地 点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線 路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、200W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲 内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければ ならない。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から 見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値とし なければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。

- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。
- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 11 月面反射通信を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他 の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができな いか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第4号 3AF (第三級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

| 記号 | 指定周波数 | 電波の型式 | 空中線電力 | 附款 |
|-------|-----------|-------|-------|-------------|
| 3 A F | 136.75kHz | | 50W | 別記1、別記2、別記3 |

| 475.5kHz | |
|------------|--|
| 1,910kHz | |
| 3,537.5kHz | |
| 3,798kHz | |
| 7,100kHz | |
| 18,118kHz | |
| 21,225kHz | |
| 24,940kHz | |
| 28.85MHz | |
| 52MHz | |
| 145MHz | |
| 435MHz | |

全ての電波 の型式

| 50W | 別記1、別記3、別記7、別記8 |
|-----|------------------------------|
| 50W | 別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで |
| 50W | に限る。) |
| | 別記1(3,575kHz から 3,580kHz まで |
| 50W | 及び3,662kHzから3,680kHzまでに限 |
| | る。) |
| 50W | |

| 1,280MHz | | 10W | 別記1、別記4、別記5 |
|-----------|-------|------|------------------|
| 2,425MHz | | 2 W | 別記1、別記4、別記6、別記9 |
| 5,750MHz | | 2 W | 別記1、別記4、別記9、別記10 |
| 10.125GHz | | 2 W | 別記 1 |
| 10.475GHz | | 2 W | 別記4、別記10 |
| 24.025GHz | | 2 W | 別記4、別記9、別記10 |
| 47.1GHz | | 0.2W | 別記4、別記10 |
| 77.75GHz | | 0.2W | |
| 135GHz | | 0.2W | |
| 249GHz | | 0.1W | |
| 4,630kHz | A 1 A | 50W | 別記 11 |

- 別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
 - 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地 点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線

路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲 内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければ ならない。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から 見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値とし なければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は

使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。

- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 11 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第5号 3 A M (第三級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局)

| 記号 | 指定周波数 | 電波の型式 | 空中線電力 | 附款 |
|-------|-----------|-------|-------|------------------------------|
| 3 A M | 136.75kHz | | 50W | 別記1、別記2、別記3 |
| | 475.5kHz | 全ての電波 | 50W | 別記1、別記3、別記8、別記9 |
| | 1,910kHz | の型式 | 50W | 別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで |
| | | | | に限る。) |

| 3,537.5kHz |
|------------|
| 3,798kHz |
| 7,100kHz |
| 18,118kHz |
| 21,225kHz |
| 24,940kHz |
| 28.85MHz |
| 52MHz |
| 145MHz |
| 435MHz |
| 1,280MHz |
| 2,425MHz |
| 5,750MHz |

| T | , , |
|-----|------------------------------|
| | 別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで |
| 50W | 及び 3,662kHz から 3,680kHz までに |
| | 限る。) |
| 50W | |
| 1 W | 別記1、別記4、別記5、別記6 |
| 2 W | 別記1、別記5、別記7、別記10 |
| 2 W | 別記1、別記5、別記10、別記11 |

| 10.125GHz | | 2 W | 別記 1 |
|-----------|-------|------|---------------|
| 10.475GHz | | 2 W | 別記5、別記11 |
| 24.025GHz | | 2 W | 別記5、別記10、別記11 |
| 47.1GHz | | 0.2W | 別記5、別記11 |
| 77.75GHz | | 0.2W | |
| 135GHz | | 0.2W | |
| 249GHz | | 0.1W | |
| 4,630kHz | A 1 A | 50W | 別記 12 |

- 別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
 - 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地 点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線 路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
 - 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
 - 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることが

できる。

- 5 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、50W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲 内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければ ならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から 見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値とし なければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場

合を含む。)は、この限りでない。

- 10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。
- 12 この周波数の使用は、非常通信の連絡設定に使用する場合に限り、連絡設定後の通信は、他の電波により行わなければならない。ただし、他の電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

別表第6号 4AF (第四級アマチュア無線技士が開設する移動しないアマチュア局)

| 記号 | 指定周波数 | 電波の型式 | 空中線電力 | 附款 |
|-------|--------------|------------|-------|------------------------------|
| | 136.75kHz | 全ての電波 | 10W | 別記1、別記2、別記3 |
| | 475.5kHz | 至しの電仮の型式(モ | 10W | 別記1、別記3、別記7、別記8 |
| 4 A F | 1,910kHz | ールス符号 | 10W | 別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで |
| 4 A 1 | 1, 910KHZ | によるもの | 10 W | に限る。) |
| | 3,537.5kHz | を除く。) | 10W | 別記1(3,575kHz から 3,580kHz まで |
| | 3, 337. 3KHZ | | 1 U W | 及び3,662kHzから3,680kHzまでに限 |

| 3,798kHz |
|-----------|
| 7,100kHz |
| 21,225kHz |
| 24,940kHz |
| 28.85MHz |
| 52MHz |
| 145MHz |
| 435MHz |
| 1,280MHz |
| 2,425MHz |
| 5,750MHz |
| 10.125GHz |
| 10.475GHz |
| 24.025GHz |

| | る。) |
|-----|------------------|
| 10W | |
| 20W | |
| 20W | |
| 20W | |
| 10W | 別記1、別記4、別記5 |
| 2 W | 別記1、別記4、別記6、別記9 |
| 2 W | 別記1、別記4、別記9、別記10 |
| 2 W | 別記 1 |
| 2 W | 別記4、別記10 |
| 2 W | 別記4、別記9、別記10 |

| 47.1GHz | 0.2W | 別記4、別記10 |
|----------|------|----------|
| 77.75GHz | 0.2W | |
| 135GHz | 0.2W | |
| 249GHz | 0.1W | |

- 別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
 - 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地 点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線 路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。
 - 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
 - 4 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、20W以下の空中線電力とすることができる。
 - 5 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲 内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければ ならない。

- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から 見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値とし なければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 7 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の全ての建物の居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。
- 9 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 10 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

別表第7号 4AM (第四級アマチュア無線技士が開設する移動するアマチュア局)

記号 指定周波数 電波の型式 空中線電力 附款

| | T | | | |
|-------|------------|-------|-------|------------------------------|
| | 136.75kHz | | 10W | 別記1、別記2、別記3 |
| | 475.5kHz | | 10W | 別記1、別記3、別記8、別記9 |
| | 1,910kHz | | 10W | 別記1 (1,825kHz から 1,875kHz まで |
| | 1, 310KHZ | | 10 44 | に限る。) |
| | | | | 別記1 (3,575kHz から 3,580kHz まで |
| | 3,537.5kHz | 全ての電波 | 10W | 及び 3,662kHz から 3,680kHz までに |
| | | の型式(モ | | 限る。) |
| 4 A M | 3,798kHz | ールス符号 | 10W | |
| | 7,100kHz | によるもの | 10W | |
| | 21,225kHz | を除く。) | 10W | |
| | 24,940kHz | | 10W | |
| | 28.85MHz | | 10W | |
| | 52MHz | | 20W | |
| | 145MHz | | 20W | |
| | 435MHz | | 20W | |

| 1, 280MHz 2, 425MHz 5, 750MHz 10. 125GHz 10. 475GHz 24. 025GHz 47. 1GHz 77. 75GHz 135GHz 249GHz | | |
|---|---|-----------|
| 5,750MHz 10.125GHz 10.475GHz 24.025GHz 47.1GHz 77.75GHz 135GHz | · | 1,280MHz |
| 10. 125GHz 10. 475GHz 24. 025GHz 47. 1GHz 77. 75GHz 135GHz | | 2,425MHz |
| 10. 475GHz 24. 025GHz 47. 1GHz 77. 75GHz 135GHz | | 5,750MHz |
| 24. 025GHz 47. 1GHz 77. 75GHz 135GHz | | 10.125GHz |
| 47.1GHz 77.75GHz 135GHz | | 10.475GHz |
| 77.75GHz 135GHz | | 24.025GHz |
| 135GHz | | 47.1GHz |
| | | 77.75GHz |
| 249GHz | | 135GHz |
| | | 249GHz |

| 1 W | 別記1、別記4、別記5、別記6 |
|------|-------------------|
| 2 W | 別記1、別記5、別記7、別記10 |
| 2 W | 別記1、別記5、別記10、別記11 |
| 2 W | 別記 1 |
| 2 W | 別記5、別記11 |
| 2 W | 別記5、別記10、別記11 |
| 0.2W | 別記5、別記11 |
| 0.2W | |
| 0.2W | |
| 0.1W | |

- 別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
 - 2 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。ただし、電波の送信の地 点から100mの範囲内に鉄道線路がある場合は、等価等方輻射電力が、100mを1として鉄道線 路からの距離を表した値を二乗した値に1Wを乗じた値以下の場合に限る。

- 3 この周波数の使用は、高周波利用設備からの混信を許容しなければならない。
- 4 この周波数の使用は、常置場所で使用する場合に限り、10W以下の空中線電力とすることができる。
- 5 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下この表において同じ。)を行う場合に限り、20W以下の空中線電力とすることができる。
- 6 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角は、水平面からの見通し範囲 内の山岳、地表面、立木及び建物その他の工作物の仰角の値に6度以上加えた値としなければ ならない。
- 7 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値を地表線(一の地点から 見た地形及び地物と空との境界線をいう。以下この表において同じ。)から3度以上の値とし なければならず、また、2,400MHzを超え2,405MHz以下の周波数の電波を使用する場合は、アマ チュア衛星業務を行うアマチュア局の運用に妨害を与えない場合に限る。
- 8 この周波数の使用は、等価等方輻射電力が1W以下の場合に限る。
- 9 この周波数の使用は、電波の送信の地点から200mの範囲内に、住宅、事務所又は事業所その他の居住又は使用している建物が存在しない場合に限る。ただし、当該範囲内の建物の全ての

居住者又は使用者が中波放送を受信しないことに関して了解している場合(全ての居住者又は使用者の了解を得ているものとして当該範囲内の建物の所有者又は管理者が了解している場合を含む。)は、この限りでない。

- 10 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。
- 11 月面反射通信を行う場合は、送信空中線の最大輻射方向の仰角の値は、地表線から5度を超える値としなければならない。

別表第8号 ATR (アマチュア業務の中継用無線局)

| 記号 | 指定周波数 | 電波の型式 | 空中線電力 | 附款 |
|-----|--------------|-------|-------|---------|
| | 28.85MHz | | 50W | |
| | 435MHz | | 10W | |
| ΑΤR | 1,280MHz | 全ての電波 | 1 W | 別記 1 |
| AIK | 2,425MHz の型式 | の型式 | 2 W | 別記1、別記2 |
| | 5,750MHz | | 2 W | 別記1、別記2 |
| | 10.125GHz | | 2 W | 別記 1 |

別記1 この周波数の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、及び一次業務の無線局か

らの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2 この周波数の使用は、産業科学医療用機器からの混信を容認しなければならない。

○総務省告示第七十八号

施行する。定に基づき、同号に規定するアマチュア局の無線設備を次のとおり定め、令和五年九月二十五日から無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第十五条の五第一項第二号の規

企柜压车三月二十二

総務大臣 松本 剛明

- 一適合表示無線設備
- 証を受けたもの者による、総務大臣が別に定める手続に従って行った法第三章の技術基準に適合していることの保工 空中線電力二〇〇ワット以下の無線設備であって、総務大臣が別に定めるところにより公示する

○総務省告示第七十九号

手続を行なうことのできる無線局を定める件)の一部を炊のように改正する。定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号(無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第十五条の五第一項第三号の規

令 和 五 年 三 月 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

の傍線を付した部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

| 改 正 後 | 改 旧 福 | | |
|---|--|--|--|
| [~ 1 ~ 2] | [1~ 1 區出] | | |
| 四 空中線電力が二〇〇フット以下の <u>アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工</u> | 四 空中線電力が二〇〇ワット以下の <u>アマチュア局</u> であって、総務大臣が別に定めるところによ | | |
| 衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。) であつて、総 | り公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行った法第三章の技術基準に適合し | | |
| 務大臣が別に定めるところにより公示する者による、総務大臣が別に定める手続に従つて行つ | ていることの保証を受けた無線設備を使用するもの | | |
| た法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を使用するもの | | | |
| [円・代 器] | [冶・六 同士] | | |
| 備考・表中の[]の記載は注記である。 | | | |

○総務省告示第八十号

五日から施行する。、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定め、令和五年九月二十無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第二百五十八条の二の規定に基づき

使用区別を定める件)は、令和五年九月二十四日限り、廃止する。なお、平成二十一年総務省告示第百七十九号(アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の

令 和 田 田 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別

| | 周波数帯の別 | 使用電波の | 型式及び周波数の使用区別 |
|---|------------|----------|--------------|
| | | 電波の型式 | 周波数 |
| 1 | 135.7kHzから | 全ての電波の型式 | 135. 7kHzから |
| | 137.8kHzまで | | 137.8kHzまで |
| 2 | 472kHzから | 全ての電波の型式 | 472kHzから |
| | 479kHzまで | | 479kHzまで |

| 3 | 1,800kHzから | A 1 A | 1,800kHzから |
|---|----------------|----------|----------------|
| | 1,875kHzまで及び | | 1,830kHzまで |
| | 1, 907. 5kHzから | 全ての電波の型式 | 1,830kHzから |
| | 1,912.5kHzまで | (注1) | 1,875kHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 1, 907. 5kHzから |
| | | | 1,912.5kHzまで |
| 4 | 3,500kHzから | A 1 A | 3, 500kHzから |
| | 3,580kHzまで、 | | 3,530kHzまで |
| | 3, 599kHzから | 全ての電波の型式 | 3, 530kHzから |
| | 3,612kHzまで及び | | 3,580kHzまで |
| | 3,662kHzから | | 3, 599kHzから |
| | 3,687kHzまで | | 3,612kHzまで |
| | | | 3, 662kHzから |
| | | | 3,687kHzまで |
| 5 | 3,702kHzから | 全ての電波の型式 | 3, 702kHzから |

| | 3,716kHzまで、 | | 3,716kHzまで |
|---|--------------|----------|--------------|
| | 3,745kHzから | | 3,745kHzから |
| | 3,770kHzまで及び | | 3,770kHzまで |
| | 3, 791kHzから | | 3,791kHzから |
| | 3,805kHzまで | | 3,805kHzまで |
| 6 | 7, 000kHzから | A 1 A | 7,000kHzから |
| | 7,200kHzまで | | 7,030kHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 7,030kHzから |
| | | | 7,200kHzまで |
| 7 | 10, 100kHzから | A 1 A | 10, 100kHzから |
| | 10,150kHzまで | | 10,120kHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 10, 120kHzから |
| | | (注2) | 10,150kHzまで |
| 8 | 14,000kHzから | A 1 A | 14,000kHzから |
| | 14,350kHzまで | | 14,070kHzまで |

| | | Т | T |
|----|-------------|----------|--------------|
| | | 全ての電波の型式 | 14,070kHzから |
| | | | 14,350kHzまで |
| 9 | 18,068kHzから | A 1 A | 18,068kHzから |
| | 18,168kHzまで | | 18,080kHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 18,080kHzから |
| | | | 18,168kHzまで |
| 10 | 21,000kHzから | A 1 A | 21,000kHzから |
| | 21,450kHzまで | | 21,070kHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 21,070kHzから |
| | | | 21,450kHzまで |
| 11 | 24,890kHzから | A 1 A | 24,890kHzから |
| | 24,990kHzまで | | 24,900kHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 24, 900kHzから |
| | | | 24,990kHzまで |
| 12 | 28MHzから | A 1 A | 28MHzから |

| | 29.7MHzまで | | 28.07MHzまで |
|----|-----------|----------|------------------|
| | | 全ての電波の型式 | 28.07MHzから |
| | | (注3) | 29MHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 29MHzから |
| | | | 29.3MHzまで |
| | | | 29. 3MHzから |
| | | | 29.51MHzまで (注 6) |
| | | | 29.51MHzから |
| | | | 29.59MHzまで (注7) |
| | | | 29.59MHzから |
| | | | 29.61MHzまで |
| | | | 29.61MHzから |
| | | | 29.7MHzまで (注7) |
| 13 | 50MHzから | 全ての電波の型式 | 50MHzから |
| | 54MHzまで | (注4) | 50.07MHzまで (注8) |

| | | 全ての電波の型式 | 50.07MHzから |
|----|----------|----------|-------------------|
| | | (注3) | 50.3MHzまで (注8) |
| | | (圧 0) | 50. 3MHzから |
| | | | |
| | | | 51MHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 51MHzから |
| | | | 54MHzまで |
| 14 | 144MHzから | 全ての電波の型式 | 144MHzから |
| | 146MHzまで | (注3) | 144.02MHzまで(注 9) |
| | | | 144.02MHzから |
| | | | 144.2MHzまで (注 8) |
| | | | 144.2MHzから |
| | | | 144.5MHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 144.5MHzから |
| | | | 144.6MHzまで (注15) |
| | | | 144.6MHzから |

| | | | 144.7MHzまで |
|----|----------|----------|-------------------|
| | | 全ての電波の型式 | 144.7MHzから |
| | | (注5) | 145.65MHzまで (注10) |
| | | 全ての電波の型式 | 145.65MHzから |
| | | | 145.8MHzまで (注15) |
| | | | 145.8MHzから |
| | | | 146MHzまで (注 6) |
| 15 | 430MHzから | A 1 A | 430MHzから |
| | 440MHzまで | | 430.1MHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 430.1MHzから |
| | | (注3) | 430.7MHzまで |
| | | 全ての電波の型式 | 430.7MHzから |
| | | | 431MHzまで (注15) |
| | | | 431MHzから |
| | | | 431.4MHzまで |

| | | 全ての電波の型式 | 431.4MHzから |
|----|------------|----------|--------------------|
| | | (注5) | 431.9MHzまで (注10) |
| | | 全ての電波の型式 | 431.9MHzから |
| | | (注3) | 432.1MHzまで (注 9) |
| | | 全ての電波の型式 | 432.1MHzから |
| | | (注5) | 434MHzまで (注10) |
| | | 全ての電波の型式 | 434MHzから |
| | | | 435MHzまで (注11、注15) |
| | | | 435MHzから |
| | | | 438MHzまで (注 6) |
| | | | 438MHzから |
| | | | 439MHzまで (注15) |
| | | | 439MHzカ ら |
| | | | 440MHzまで (注11、注15) |
| 16 | 1,260MHzから | 全ての電波の型式 | 1,260MHzカゝら |

| 1,300MHzまで | | 1,270MHzまで (注 6) |
|------------|-------|-------------------|
| | | 1,270MHzから |
| | | 1,273MHzまで (注11) |
| | | 1,273MHzから |
| | | 1,290MHzまで |
| | | 1,290MHzから |
| | | 1,293MHzまで (注11) |
| | | 1,293MHzから |
| | | 1,295.8MHzまで |
| | 全ての電 | 波の型式 1,295.8MHzから |
| | (注3) | 1,296.2MHzまで (注9) |
| | 全ての電波 | :の型式 1,296.2MHzから |
| | | 1,299MHzまで |
| | | 1,299MHzから |
| | | 1,300MHzまで (注11) |

| 17 | 2,400MHzから | 全ての電波の型式 | 2,400MHzから |
|----|------------|----------|-------------------|
| | 2,450MHzまで | | 2,405MHzまで (注12) |
| | | | 2,405MHzから |
| | | | 2,407MHzまで (注11) |
| | | | 2,407MHzから |
| | | | 2,424MHzまで |
| | | | 2,424MHzから |
| | | | 2,424.5MHzまで (注8) |
| | | | 2,424.5MHzカゝら |
| | | | 2,425MHzまで |
| | | | 2,425MHzから |
| | | | 2,427MHzまで (注11) |
| | | | 2,427MHzから |
| | | | 2,450MHzまで |
| 18 | 5,650MHzから | 全ての電波の型式 | 5,650MHzから |

| 5,850MHzまで | 5,670MHzまで (注13) |
|------------|------------------|
| | 5,670MHzから |
| | 5,690MHzまで (注11) |
| | 5,690MHzから |
| | 5,725MHzまで |
| | 5, 725MHzから |
| | 5,730MHzまで (注11) |
| | 5,730MHzから |
| | 5,760MHzまで |
| | 5,760MHzから |
| | 5,762MHzまで (注 8) |
| | 5, 762MHzから |
| | 5,765MHzまで |
| | 5, 765MHzから |
| | 5,770MHzまで (注11) |

| ı | I | ı | |
|----|------------|----------|-------------------|
| | | | 5,770MHzから |
| | | | 5,810MHzまで |
| | | | 5,810MHzから |
| | | | 5,830MHzまで (注11) |
| | | | 5,830MHzから |
| | | | 5,850MHzまで (注13) |
| 19 | 10GHzから | 全ての電波の型式 | 10GHzから |
| | 10.25GHzまで | | 10.025GHzまで (注11) |
| | | | 10.025GHzから |
| | | | 10.15GHzまで |
| | | | 10.15GHzから |
| | | | 10.18GHzまで (注11) |
| | | | 10. 18GHzカ ら |
| | | | 10.245GHzまで |
| | | | 10.245GHzから |

| | | | 10.25GHzまで (注11) |
|----|------------|----------|------------------|
| 20 | 10.45GHzから | 全ての電波の型式 | 10. 45GHzから |
| | 10.5GHzまで | | 10.5GHzまで (注14) |

- 備考1 自動受信を目的とする場合は、モールス符号によるものを除く。
- 備考2 周波数の欄に定める各周波数の範囲は、上限の周波数は当該範囲に含み、下限の周波数は当該範囲に含まないものとする。
- 備考3 周波数の欄に定める各周波数は、別に注で定める場合を除き、次に掲げる場合に使用することはできない。
 - (1) 衛星通信を行う場合
 - (2) 一般社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「連盟」という。)のアマチュア業務の中継用無線局を介する通信に使用する場合(以下「連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合」という。)
 - (3) 月面反射通信(月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。)を行う場合

- 備考4 2,000kHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、その占有周波数帯幅が 0.5kHz以下のものに限り使用することができる。
- 備考5 2,000kHzを超え24,999kHz以下の周波数の電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下のものに限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 備考 6 144MHzを超え440MHz以下の周波数の電波は、別に注で定める場合を除き、公衆網に接続して音声(これに付随するデータを含む。)の伝送を行う通信(インターネットを利用して遠隔操作を行い通信する場合を除く。)に使用することはできない。
- 備考7 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、A1A電波により連盟が標識信号の 送信を行う場合に限り使用することができる。
 - 14, 100kHz, 18, 110kHz, 21, 150kHz, 24, 930kHz, 28. 2MHz, 50. 01MHz
- 備考8 この表の規定にかかわらず、次に掲げる周波数は、F2A電波又はF3E電波により連絡設定を行う場合に限り使用することができる。
 - 51MHz, 145MHz, 433MHz, 1,295MHz, 2,427MHz, 5,760MHz, 10.24GHz

- 注1 備考4の規定にかかわらず、この電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注2 この電波は、その占有周波数帯幅が2kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注3 この電波は、その占有周波数帯幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、A3E電波については、その占有周波数帯幅が6kHz以下の場合に限り使用することができるものとし、また、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数の電波で国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が40kHz以下のときに限り使用することができるものとする。
- 注4 この電波は、その占有周波数帯幅が2kHz以下の場合に限り使用することができる。ただし、月面反射通信を行う場合については、その占有周波数帯幅が3kHz以下の場合に限り使用することができる。
- 注5 この電波は、その占有周波数帯幅が3kHzを超える場合に限り使用することができる。
- 注 6 備考 3 の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信を行う場合に限り使用することができる。

- 注7 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に使用することができる。
- 注8 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に使用することができる。
- 注9 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、月面反射通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注10 この周波数の電波は、直接印刷無線電信及びデータ伝送(音声とデータを複合した通信及 び画像の伝送を除く。)を行う通信に使用することはできない。
- 注11 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注12 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合 に限り使用することができる。
- 注13 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は連盟の中継用無線局に係 る通信を行う場合に限り使用することができる。
- 注14 備考3の規定にかかわらず、この周波数の電波は、衛星通信又は月面反射通信を行う場合 に使用することができる。

注15 備考6の規定にかかわらず、この周波数の電波は、公衆網に接続して音声(これに付随するデータを含む。)の伝送を行う通信に使用することができる。

○総務省告示第八十一号

る。チュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を次のように定め、令和五年九月二十五日から施行す無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)別表第二号第350規定に基づき、アマ

を定める件)は、令和五年九月二十四日限り、廃止する。なお、平成二十一年総務省告示第百二十五号(アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値

令 和 五 年 三 月 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

占有周波数帯幅の許容値の表

| 電波の型式 | 占有周波数帯幅の許容値 | 備考 |
|-------|-------------|----------------|
| A 1 A | 0.5kHz | |
| A 3 E | 6 kHz | 注1、注2、注3、注4、注5 |
| B 8 W | | |
| D 7 D | 3 kHz | 注1、注2、注5、注6、注7 |
| F 1 D | | |

| F 2 A | | |
|-------|-------|----------------|
| F 2 B | | |
| F 2 C | | |
| F 2 D | | |
| F 2 E | | |
| F 3 C | | |
| F 3 F | | |
| F 7 D | | |
| F 7 W | | |
| G 1 D | | |
| G 1 E | | |
| G 7 D | | |
| F 1 E | 6 kHz | 注1、注2、注3、注5、注8 |
| F 3 E | 40kHz | 注1、注2、注3、注5、注7 |
| F 8 W | | |

- 注 1 135.7kHzから137.8kHzまで及び472kHzから479kHzまでの周波数の電波を使用する場合の 占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、200Hz 以下とする。
- 注 2 1,260MHzから1,300MHzまで、2,400MHzから2,450MHzまで、5,650MHzから5,850MHzまで、10GHzから10.25GHzまで及び10.45GHzから10.5GHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、18MHz以下とする。
- 注3 1,907.5kHzから1,912.5kHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、3kHz以下とする。
- 注4 50MHzから54MHzまで、144MHzから146MHzまで及び430MHzから440MHzまでの周波数の電波を 使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にか かわらず、25kHz以下とする。
- 注5 24GHz以上の周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅 の許容値の欄に規定する値にかかわらず、20MHz以下とする。

- 注6 28MHzから29.7MHzまで、50MHzから54MHzまで及び144MHzから146MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、40kHz以下とする。
- 注7 430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有 周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、30kHz以下とする。
- 注8 28MHzから29.7MHzまで、50MHzから54MHzまで、144MHzから146MHzまで及び430MHzから440MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、30kHz以下とする。
- 注9 28MHzから29.7MHzまでの周波数の電波を使用する場合の占有周波数帯幅の許容値は、占有 周波数帯幅の許容値の欄に規定する値にかかわらず、6kHz以下とする。

○総務省告示第八十二号

次のように改正する。一〇の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号(特性試験の試験方法を定める件)の一部を特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)別表第一号

令 和 五 年 三 月 二 十 二 日

総務大臣 松本 剛明

の下線を付した部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

| 改 旧 後 | お 旧 福 |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 別表第三十五 証明規則第2条第1項第12号に掲げる無線設備の試験方法 | 別表第三十五 [同左] |
| 一 一般事項 | 一 [同左] |
| [1~5 略] | [1~5 同左] |
| 6 その他 | 6 [同左] |
| [(1)・(2) | [(1)・(2) 同左] |
| (3) 本試験方法は以下の周波数、電波型式の無線設備に適用する。 | (3) [同左] |
| ア 周波数範囲 <u>1,800kHz</u> ~2,450MHz | ア 周波数範囲 <u>1,810kHz</u> ~2,450MHz |
| [イ・ウ 略] | [イ・ウ 同左] |
| [(4) 略] | [4) 同左] |
| [二~十 略] | [二~十 同左] |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

○総務省告示第八十三号

る。郵政省告示第五百五十三号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を炊のように改正す無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年

令柜压年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

| お 旧 後 | 改 旧 症 |
|---|---------------------------------|
| [盤] | [1 區斗] |
| 二 同時受講型授業又は同時・随時受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。)の場合に | 同時受講型授業の場合にあっては、次に掲げるものであること。 |
| あっては、次に掲げるものであること。 | |
| [1~4 | [4~4 區刊] |
| 三 随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。)の場合に | 三 随時受講型授業の場合にあっては、次に掲げるものであること。 |
| あっては、次に掲げるものであること。 | |
| [1~10 魯] | [4~6 厘刊] |
| [日 蛩] | [图 匠斗] |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

○総務省告示第八十四号

る。験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を次のように改正し、令和五年九月二十五日から施行す七号第三の三 ②の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号(登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第登錄検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第二十条及び別表第七号第三の三 ③の規

令和五年三月二十二日

総務大臣 松本 剛明

正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改

改 正 後 改 正 前

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

| 点検の項目 | 具体的な点検の実施方法等 | | | |
|------------------|---|--|--|--|
| 1 周波数 | [ア 略] イ アマチュア局にあっては、無線設備を <u>周波数帯ごと</u> の指定周波数に設定して <u>測定する(発射可能な周波数帯に限る。)。</u> [ウ〜カ 略] | | | |
| 2 スプリアス発射 の強度 | [ア 略] イ アマチュア局にあっては、無線設備を <u>周波数帯ごと</u> の指定周波数に設定し、 <u>測定する(発射可能な周波数帯に限る。)。</u> [ウ~ク 略] | | | |
| 3 不要発射の強度 | [ア・イ 略] ウ アマチュア局にあっては、無線設備を <u>周波数帯ごと</u> の指定周波数に設定し、 <u>測定する(発射可能な周波数帯に限る。)。</u> [エ〜ク 略] | | | |
| 4 占有周波数带幅 | [ア 略] イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。 アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)の無線設備の送信機に接続する附属装置(当該送信機の外部入力端子に接続するものであって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性(電波の型式に係るものを除く。)に変更を来さないものに限る。)にあっては、 | | | |

[1・2 同左]

3 [同左]

[一・一の二 同左]

| [同左] | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| 点検の項目 | 具体的な点検の実施方法等 | | | |
| 1 周波数 | [ア 同左] | | | |
| | イ アマチュア局にあっては、無線設備を <u>各周波数帯ごと</u> の指定 | | | |
| | 周波数に設定して <u>測定する。</u> | | | |
| | [ウ~カ 同左] | | | |
| 2 スプリアス発射 | [ア 同左] | | | |
| の強度 | イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定 | | | |
| | 周波数に設定し、 <u>測定する。</u> | | | |
| | [ウ~ク 同左] | | | |
| 3 不要発射の強度 | [ア・イ 同左] | | | |
| | ウ アマチュア局にあっては、無線設備を <u>各周波数帯ごと</u> の指定 | | | |
| | 周波数に設定し、 <u>測定する。</u> | | | |
| | [エ~ク 同左] | | | |
| 4 占有周波数帯幅 | [ア 同左] | | | |
| | イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし | | | |
| | 、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の | | | |
| | 測定に代えることができる。 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | 当該附属装置を除いた状態で測定する。 ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクト ラム等の測定に代えることができる。 [ウ 略] | | [ウ 同左] |
|---------------|--|---------------|---|
| 5 空中線電力 | [ア 略] イ アマチュア局にあっては、無線設備を <u>周波数帯ごと</u> の指定周波数に設定し、 <u>測定する(発射可能な周波数帯に限る。)。</u> [ウ~シ 略] | 5 空中線電力 | [ア 同左]イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定 周波数に設定し、<u>測定する。</u>[ウ~シ 同左] |
| 6 隣接チャネル漏えい電力 | ア 全ての周波数(設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の28、第49条の29又は第49条の29の2に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあっては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数)ごとに、その値を測定する(アマチュア局の無線設備にあっては発射可能な周波数に限る。)。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあっては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 [イ 略] | 6 隣接チャネル漏えい電力 | ア 全ての周波数(設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の6の12、第49条の6の13、第49条の28、第49条の29又は第49条の29の2に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあっては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数)ごとに、その値を測定する。 ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあっては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。 [イ 同左] |
| 7 変調特性 | 指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の1 周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備 規則に規定する条件に従って測定する。 アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛 星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュ ア局を除く。)の無線設備の送信機に接続する附属装置(当該 送信機の外部入力端子に接続するものであって、当該接続によ り当該送信機に係る無線設備の電気的特性(電波の型式に係る | 7 変調特性 | 指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の1 周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備 規則に規定する条件に従って測定する。 なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であ って、主搬送波の型式が振幅変調のものにあっては、変調度を 測定する。 |

ものを除く。) に変更を来さないものに限る。) にあっては、 当該附属装置を除いた状態で測定する。

なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であって、主搬送波の型式が振幅変調のものにあっては、変調度を 測定する。

[8~20 略]

「注1~5 略]

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。 ただし、実験試験局(宇宙無線通信を行うものを除く。)については、総合試験を省略することができる。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

| 点検対象無線局等の 種別 | 総合試験の方法等 | 備考 | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|--|--|--|--|
| [1~4 略] <u>_</u> | | | | | | |
| 5 アマチュア局 | (1) 工事設計書に記載された | 記載に当たっては、通信の相手 | | | | |
| | 無線設備及びそれぞれの指 | 方、使用設備名、使用した電波の | | | | |
| | 定周波数帯(発射可能な周 | 型式及び周波数も併せて記載する | | | | |
| | 波数帯に限る。)ごとに発 | こと。 | | | | |
| | 射可能な最大の空中線電力 | | | | | |
| | (指定事項の範囲内に限る | | | | | |
| | 。)で試験電波を発射して | | | | | |
| | 、設置場所及びその周囲の | | | | | |
| | テレビ及びラジオの放送受 | | | | | |
| | 信に対する障害の有無を確 | | | | | |

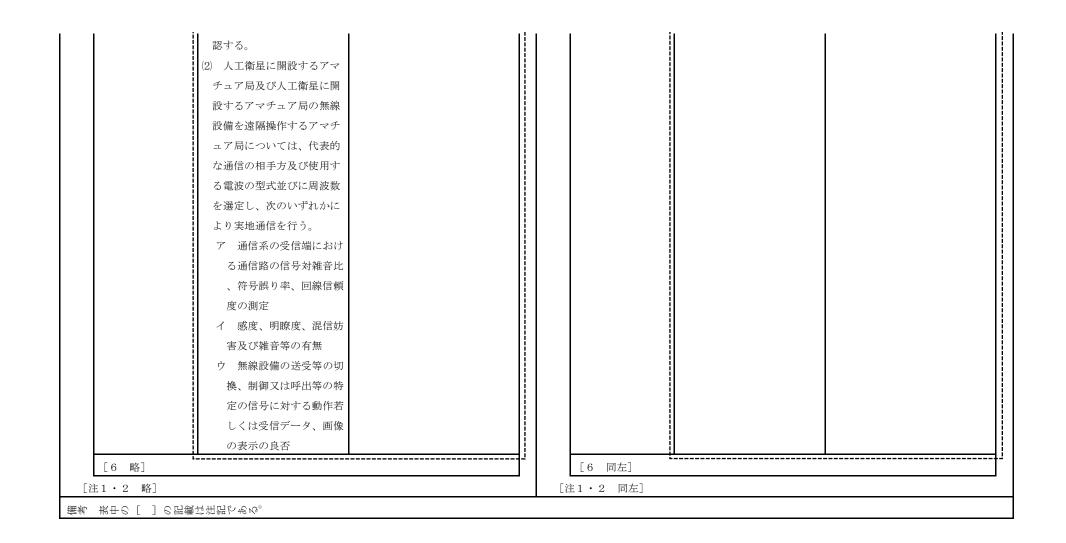
[8~20 同左]

[注1~5 同左]

三 [同左]

[同左]

| 点検対象無線局等の 総合試験の方法等 種別 | | 備 考 | ÷ | | | |
|-----------------------------|--|--------|---|--|--|--|
| [1~4 同左] | [1~4 同左] | | | | | |
| 5 アマチュア局 | 工事設計書に記載された無 線設備及びそれぞれの指定周 波数帯ごとに指定空中線電力 で試験電波を発射して、設置 場所及びその周囲のテレビ及 びラジオの放送受信に対する 障害の有無を確認する。 | | | | | |



五頁

○総務省訓令第11号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月22日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後

別紙1 (第4条関係)無線局の局種別審査基準

「第1~第14 略]

第15 アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)

アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(第15の2において「人工衛星等のアマチュア局」という。)を除く。)の審査は次によること。

- 1 個人が開設するアマチュア局
 - 「(1) 略]
 - (2) 無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数は、無線従事者資格の操作範囲内である とともに、申請事項の電波の型式及び希望する周波数の全部又は一部を含むものである こと。ただし、機器の製造等の関係から無線従事者資格の操作範囲外の電波の型式又は 周波数の除去が困難と認められるものについては、適切な措置を執ることができるもの に限り、当該操作範囲を超えるものも認めることができる。
 - (3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、無線従事者資格の操作範囲内であること。
- 2 社団が開設するアマチュア局
- (1) 社団が開設するアマチュア局 (無線局根本基準第6条の2第1号(3)の社団が開設する アマチュア局をいい、以下この第15において「社団局」という。) の代表者は、個人とし てアマチュア局の免許を受けることができる者であり、かつ、その社団の管理運営につい て統率力を有すると認められる者であること。

[削る]

(2) 社団局の全ての構成員が、それぞれ社団局のいずれかの無線設備を操作することができる無線従事者資格を有すること。また、当該構成員が当該無線従事者資格の操作範囲外の操作をすることがないよう、適切な措置が執られているものであること。 「削る」 別紙1 (第4条関係)無線局の局種別審査基準

[第1~第14 同左]

第15 アマチュア局

- 1 個人が開設するアマチュア局は、次によること。
 - 「(1) 同左]
 - (2) 無線設備の発射可能な周波数は、無線従事者資格(以下第15において「資格」という。)の操作範囲内とする。ただし、機器の製造等の関係から資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。

改正前

- (3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、資格の操作範囲内とする。ただし、資格の操作 範囲を超える空中線電力の送信装置を切替器によって当該操作範囲の空中線電力に低減 することは認められない。
- 2 社団が開設するアマチュア局は、次によること。
 - (1) 社団が開設するアマチュア局(<u>以下第15において</u>「社団局」という。)<u>については、</u> その代表者は、個人としてアマチュア局の免許を受けることができる者であり、かつ、そ の社団の管理運営について統率力を有すると認められる者であること。
 - (2) 無線設備の発射可能な周波数は、社団局の構成員中最下級の資格を有する者の資格の操作範囲を超えないこと。ただし、機器の製造等の関係から当該者の資格の操作範囲外の周波数の除去が困難と認められるものについては、当該操作範囲を超える周波数も認めることができる。

[新設]

(3) 無線設備の発射可能な空中線電力は、社団局の構成員中最下級の資格を有する者の資格の操作範囲を超えないこと。ただし、当該者の資格の操作範囲を超える空中線電力の送信装置を、切替器によって当該者の資格の操作範囲の空中線電力に低減することも認めることができる。

- (3) 社団局の名称は、次に掲げるものであること。
 - ア 社会通念上適切なものであり、公序良俗に反するものでないこと。
 - <u>イ</u> 第三者の権利・利益を侵害するおそれがないものであること。当該社団局と無関係の 個人、団体等との関係を誤認させるものでないこと。
 - ウ アマチュア業務及び社団局の趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
- (4) 施行規則第43条第4項、同規則別表第三号の表注5及び免許規則第5条第2項の規定に 基づき総務大臣が認めるものは、一般社団法人日本アマチュア無線連盟とする。

また、施行規則別表第三号の表注5の規定に基づき総務大臣が認めるものの記載は、無 線従事者免許証の番号の記載に代えて当該無線従事者が開設するアマチュア局の呼出符号 を記載した書類を提出することにより省略することができるものとする。

免許規則第5条第2項の規定に基づき総務大臣が認めるものの記載は、同条第1号及び 第3号とし、第2号にあっては当該記載に代えて構成員の氏名及び当該者が開設するアマ チュア局の呼出符号を記載した書類を一定の期間内の申請に対して一括して提出すること により省略することができるものとする。

[3 略]

4 設置場所等

設置場所又は常置場所と申請者の住所とが異なる場合は、次のいずれかであること。

- <u>ア</u> 申請者が、設置場所又は常置場所を所有又は管理していることが確認できるものであること。
- <u>イ</u> 申請者以外の者が設置場所又は常置場所を所有又は管理している場合は、当該申請者が アマチュア局を開設等することについて同意していることが、開設同意書により確認でき るものであること。
- 5 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (1) 別表1に掲げる範囲内のものであること。
- (2) 指定は、令和5年総務省告示第77号(アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件)の一括表示記号により行うものとし、個別の指定は行わない。
- (3) (2)の指定に当たり、申請者が社団局の場合は、社団局の構成員中最上級の資格を有する者の資格の範囲内により行うものとする。
- (4) (2) の指定に当たり、外国の相当する無線従事者資格による申請の場合は、平成5年郵政省告示第326号(外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件)により、適切な附款を付するものとする。

[削る]

「新設]

「新設]

[3 同左] [新設]

4 電波の型式、周波数及び空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであるとともに、平成21年総務省告示第179号(アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を 定める件)に合致するものであること。

5 空中線電力の指定方法

使用する送信機の定格出力及び資格に応じて、空中線電力を次表のとおり指定するものとする。ただし、指定する空中線電力の範囲を超える場合等については、別表1に掲げる範囲内で送信機の定格出力に応じて空中線電力を指定する。

| 指定周波数帯 | 使用する送信機 | 指定する空中線電力(W) | | |
|--------|---------|--------------|---------|---------|
| | の定格出力 | 第1級及び第2級 | 第3級アマチュ | 第4級アマチュ |

6 送信装置

(1) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段部真空管の使用 条件、出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、<u>送信機系統図</u>に明示された 出力端における値として適正なものであること。

[(2) 略]

[削る]

[削る]

(3)~(7) [略]

(8) 月面反射通信を行う局の空中線は指向性を有し、かつ、できる限りサイドローブ発射 の少ないものであること。

[削る]

| | | アマチュア無線技 <u>土</u> | ア無線技士 | ア無線技士 |
|---------------------|--------------|----------------------|-------|-------|
| 136.75kHz∼435MHz | 10W以下 | <u>10</u> | | |
| 136.75kHz∼28.85MHz | 10W超20W以下 | <u>20</u> | | |
| <u>52MHz∼435MHz</u> | | <u>20</u> | | |
| 136.75kHz∼435MHz | 20W超50W以下 | <u>50</u> | | |
| 136.75kHz∼52MHz | 50W超100W以下 | 100 注1 | | |
| | 100W超200W以下 | <u>200 注1</u> | | |
| 1,280MHz | <u>10W以下</u> | 10 注2 | | |
| 2,425MHz∼24.025GHz | <u>1W以下</u> | <u>1</u> | | |
| | 1W超2W以下 | <u>2</u> | | |
| 47.1GHz∼135GHz | 0.1W以下 | <u>0. 1</u> | | |
| | 0.1W超0.2W以下 | 0. 2 | | |

注1:移動する局の空中線電力については、最大50Wとする。

注2:レピーター局の空中線電力については、最大1Wとする。

- 6 送信装置の審査は、次の基準により行う。
 - (1) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段部真空管の使用 条件、出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、<u>送信機の系統図</u>に明示され た出力端における値として適正なものであること。

[(2) 同左]

- (3) 1,280MHz帯及び2,425MHz帯の電波を使用してテレビジョン伝送を行うものの占有周波 数帯幅の許容値は、A8W電波の場合は9 MHz以下、F8W電波の場合は17MHz以下であること。
- (4) 435MHz帯以下の周波数帯において低速走査テレビジョン伝送を行うものは、映像部出力における映像信号の帯域幅が 3 kHz以内のものであること。

(5)~(9) [同左]

[新設]

(10) 現に免許を受けている無線局の送信装置の外部入力端子に附属装置を新たに接続す

7 電源設備

送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動を許容偏差 又は許容値内に維持できるものであること。

8 受信装置

受信可能な周波数の範囲は、発射可能な周波数の全部を含むものであること。

9 周波数測定装置

「(1)・(2) 略]

10 疑似空中線

[(1) • (2) 略]

11 二次業務の周波数の使用

一次業務の無線局に有害な混信を生じさせることがないよう、適切な措置を執ることができるものであること。また、必要に応じて書類等により確認できるものであること。

12 混信妨害

他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあると認められる場合は、次のとおりであることを確認できるものであること。

- (1) 50MHzを超える周波数の電波を使用するアマチュア局((2)イ及びウ並びに(3)に掲げる ものを除く。)は、第1 (固定局)の5で規定する混信保護の標準値を超えないものであ ること。
- (2) 次に掲げるアマチュア局 ((3)に掲げるものを除く。) は、別紙 2 (目的別審査基準) 第 2 (陸上関係) の 4 (13) エ(カ) で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。
 - ア 29.7MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局
 - <u>✓ 52MHz帯、145MHz</u>帯又は435MHz帯の周波数であってF3E電波を使用する単一通信路のアマチュア局
 - ウ 29.7MHzを超え1,000MHz以下の周波数であって、イの電波の型式及び周波数以外の電波を使用する単一通信路のアマチュア局
- (3) 52MHzを超え440MHz以下の周波数であって、デジタル方式等のアマチュア局は、別紙 2 (目的別審査基準) 第 2 (陸上関係)の 4 (14)エ(エ)で規定する混信保護の標準値を超えないものであること。
- (4) 地球局、宇宙無線通信を行う実験試験局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線 設備を遠隔操作するアマチュア局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保 護が十分確保されているものであること。
- 13 電波の強度に対する安全施設

移動しないアマチュア局にあっては、当該アマチュア局の無線設備から発射する電波の強度が施行規則別表第2号の3の3に定める値を超える場所に人が容易に出入りすることができないように施設されていることが、書類等により確認できるものであること。工事設計を変更する場合にあっては、必要に応じて確認するものとする。

[削る]

る場合は、無線局事項書の15の欄にその旨の記載があること。

なお、現に免許を受けている無線局であつて、送信装置の外部入力端子に附属装置が 接続されている場合は、無線局事項書の15の欄にその旨が記載されていることとみなす。

- 7 電源設備は、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動を許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。
- 8 受信装置の受信可能な周波数の範囲は、希望する周波数の範囲を含むものであること。
- 9 周波数測定装置の審査は、次の基準より行う。

「(1)・(2) 同左]

10 疑似空中線の審査は、次により行う。

「(1)・(2) 同左]

「新設]

11 他の無線局に対し当該無線局の与える妨害の度合いが第1の5並びに別紙2第2の4 (12)エ(カ)及び(13)エ(エ)の混信保護の標準値を超えないものであること。この場合において地球局又は宇宙無線通信を行う実験試験局の付近であるときは、これらの無線局に対する混信保護が十分確保されているものであること。

「新設]

12 475.5kHz帯の周波数の電波を使用するものについては、当該無線局の設置場所又は運用場所から200mの範囲内に住宅、事業所等の建物(自己が所有又は管理する建物を除く。)が存在しないものであること。ただし、当該範囲内の建物の居住者又は使用者(当該建物の全て

[削る]

[削る]

[削る]

<u>14</u> <u>レ</u>ピーター局

「(1) 略]

- (2) レピーター局のみによる中継は、一のレピーター局により行うものであること (構成 図は、図15-1 のとおり。)。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 28MHz帯の周波数の電波を使用するレピーター局であって、かつ、二のレピーター局 を連続的に介して中継を行う場合(構成図は、図15-2のとおり。)
 - イ 公衆網に接続することによって一体として構成される<u>レピーター局</u>に係る中継を行う場合 (構成図は、図15—3の<u>とおり。)。ただし、周波数の有効利用の観点から、公</u> 衆網に接続するレピーター局を起動させるための信号は、特定のレピーター局を起動 させるものであって、かつ、起動するレピーター局は必要最小限のものに限るもので あること。

[削る]

(3) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。 「削る]

<u>ア</u> [略]

<u>イ</u> [略]

ウ 動作開始時に自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。また、長時間継続して動作する場合は、少なくとも10分ごとに自動的に自局の呼出符号を送信するものであること。

エ [略]

<u>オ</u> [略]

(4) [略]

- の居住者又は使用者の中波放送の受信に関し、当該建物の所有者又は管理者が代表して責任 を負う場合は、当該建物の所有者又は管理者)から了解が得られている場合は、この限りで ない。
- 13 435MHz帯以下の周波数の電波を使用するものについては、その近接区域における放送受信者の分布状況からみて、特に空中線系を含む無線設備の設置条件が放送の受信に妨害を与えないものであること。
- 14 月面反射通信を行う局の空中線は指向性を有し、かつ、できる限りサイドローブ発射の少ないものであること。
- 15 52MHz帯の周波数帯の電波を使用するアマチュア局のうち、500Wを超え1kW以下の空中線電力を指定するものは、50MHzから51.5MHzまでの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、その旨が確認できるものであること。
- 16 レピーター局の審査は、次の基準により行う。

「(1) 同左]

- (2) レピーター局のみによる中継は、一のレピーター局により行うものであること(構成 図は、図15—1のとおり。)。ただし、次に掲げる場合は二のレピーター局を連続的に介して中継回線を構成することができる。
 - ア 28MHz帯の周波数の電波に係る中継を行う場合 (構成図は、図15-2のとおり。)
 - イ 公衆網に接続することによって一体として構成される<u></u>このレピーター局</u>に係る中継を行う場合 (構成図は、図15<math>-3のとおり。)
- (3) 4の規定を満足すること。
- (4) 無線設備は、次の条件に適合するものであること。
 - <u>ア</u> 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定めるとおりであること。
 - (ア) アシスト局に接続するレピーター局
 - 一の局ごとに必要に応じて最大4波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。
 - (イ) (ア)以外のレピーター局
 - 一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし、同時に送信する周波数の数から1を減じた数の波については、デジタル変調方式により通信を行うために使用するものに限る。
 - イ [同左]
 - ウ [同左]
 - <u>工</u> 動作開始時及び長時間継続して動作する場合は、少なくとも10分ごとに自動的に自 局の呼出符号を送信するものであること。

オ [同左]

カ [同左]

(5) [同左]

「ア・イ 略]

15 アシスト局

(1) 設置場所は次の条件に適合するものであること。

「ア 略]

「削る〕

<u>イ</u> [略]

[(2) 略]

[削る]

(3) <u>周波数は、10.125GHz帯を使用するものであること。ただし、電波伝搬上必要があると</u> 認められる場合は、5,750MHz帯を使用することができる。

「削る】

[削る]

[削る]

(4) [略]

「削る」

- アデジタル変調方式かつ多重通信方式であること。
- <u>イ</u> 周波数の有効利用の観点から、送信電波に付加するレピーター局を起動させるため の信号は、特定のレピーター局を起動させるものであって、かつ、起動するレピータ ー局は、必要最小限のものであること。
- <u>ウ</u> 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向以外 の利得が十分に小さくなるよう措置されているものであること。

(5) [略]

16 リモコン局

通信の相手方は、アマチュア局(レピーター局、アシスト局又はその両方)であること。

- 17 無線設備の設備共用
 - (1) 設備共用は、次の各条件に適合するものであること。
 - <u>ア</u> 次のいずれかによるものであること。「社団局と他の社団局との間」及び「移動する 局と移動しない局との間」の設備共用は、認めない。

①個人局と他の個人局との間

「ア・イ 同左]

- 17 アシスト局の審査は、次の基準により行う。
 - (1) 「同左〕

「ア 同左]

- <u>イ</u> <u>レピーター局と同一の設置場所であること。ただし、アシスト局間を中継するため</u> に開設されるもの及び公衆網に接続するために開設されるものを除く。
- ウ 「同左〕
- [(2) 同左]
- (3) 中継回線の構成は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 構成するアシスト局は、必要に応じて最大4局までのものであり、かつ、単一の回線 経路によるものであること。また、その構成が容易に把握できるよう略図等を申請書 に添付するものであること。
 - イ 一のアシスト局に直接有線接続するレピーター局は、一に限るものであること。
 - ウ アシスト局間の接続は、直接有線接続により行わないものであること。
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、次の条件に適合するものであること。
 - ア 周波数は、10.1256Hzを指定周波数とし、かつ、当該指定周波数に対応する別表1の動作することを許される周波数帯の欄に定める周波数帯の範囲内で使用するものであること。ただし、電波伝搬上必要があると認められる場合は、5,750MHzを指定周波数とし、かつ、当該指定周波数に対応する同表の動作することを許される周波数帯の欄に定める周波数帯の範囲内で使用するものも認めることができる。
 - <u>イ</u> <u>電波の型式は、平成21年総務省告示第179号(アマチュア業務に使用する電波の型式</u>及び周波数の使用区別を定める件)に合致するものであること。
 - ウ 空中線電力は、別表1に掲げる範囲内のものであること。

(5) [同左]

- ア 同一周波数帯において同時に送信する周波数の数は、一の局ごとに必要に応じて最大3波までのものであること。ただし対向する局間においては、2波以上の周波数を同時に送信するものでないこと。
- イ デジタル変調方式かつ多重通信方式であること。
- <u>ウ</u> 送信電波に付加するレピーター局を起動させるための信号は、特定の<u>ーのレピータ</u> <u>一局を起動させるためのものに限る</u>ものであること。
- <u>エ</u> 送信空中線は、パラボラ型空中線その他指向性を有するものであって指向方向以外 の利得が十分に小さくなるよう措置されているもので<u>あり、かつ、必要に応じて、そ</u> の具体的措置が確認できるものであること。
- (6) 「同左〕
- 18 <u>リモコン局の通信の相手方は、</u>アマチュア局(レピーター局、アシスト局又はその両方)であること。
- 19 無線設備の設備共用は、次によること。
 - (1) [同左]

- ②個人局と社団局との間
- ③移動しない局と他の移動しない局との間
- ④移動する局と他の移動する局との間
- イ 移動しない局は設置場所、移動する局は常置場所が同一であること。
- <u>ウ</u> 設備共用<u>を行うことについて</u>、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」<u>により</u> 確認できるものであること。

エ 「略]

[削る]

- (2) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に<u>「設備共用</u>する無線局(所有者)の免許人氏名、免許番号及び呼出符号」を記載すること。
- 18 外国人が開設するアマチュア局

「(1) 略]

(2) 申請者

次のいずれかに該当する者であること。

ア 平成5年郵政省告示第326号(外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格 に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び 当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を<u>定める</u> 件)の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府が付与した同表の外国の相当する資格 の欄に掲げる資格(以下第15において「外国の相当する資格」という。)を有する者

「イ~エ 略]

(3) 電波の型式、周波数及び空中線電力

ア 5 (電波の型式、周波数及び空中線電力)によること。

[削る]

「削る]

「削る]

「削る]

- <u>イ</u> <u>日本の無線従事者資格を有する者については、当該資格を有する日本人と同様に扱</u>うこと。
- ウ (2)のウ及びエの者については、日本の社団に準じて取り扱うこと。
- (4) 呼出符号

別表3表1の19に定める指定基準による。

(5) 免許の有効期間

免許の有効期間は、<u>施行規則</u>に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(6) 免許申請手続等

「ア 略]

イ 免許申請書等の記載

- ア 固定した局は、設置場所(移動する局にあっては常置場所)が同一であること。
- <u>イ</u> 設備共用<u>しようとする者は</u>、当該設備共用を受ける免許人からの「承諾書」<u>を提出す</u> ること。

ウ「同左

- (2) 社団局 (無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局は除く) 同士の設備共用及び固定する局と移動する局の設備共用は認めない。
- (3) 設備共用する場合には、無線局事項書及び工事設計書の「参考事項」欄に<u>設備共用する無線局の免許人名、免許番号及び呼出符号を記載すること。</u>
- 20 外国人が開設するアマチュア局について

[(1) 同左]

(2) 免許人

[同左]

ア 平成5年郵政省告示第326号(外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格 に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び 当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を<u>定める</u> 件。以下第15において「告示」という。)の別表第1号の国名の欄に掲げる国の政府 が付与した同表の外国の相当する資格の欄に掲げる資格(以下第15において「外国の 相当する資格」という。)を有する者

「イ~エ 同左〕

- (3) 周波数の指定
 - ア 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (ア) 外国の政府が付与した資格を有する者に対しては、告示の別表第1号の外国の相当する資格で操作できる範囲に掲げる操作の範囲で指定すること。
 - (イ) 日本の無線従事者資格を有する者については、当該資格を有する日本人と同様 に扱うこと。
 - (ウ) (2)のウ及びエの者については、日本の社団に準じて取り扱うこと。
 - イ 呼出符号

別表3表1の19に定める指定基準による。

[新設]

「新設]

「新設」

(4) [同左]

免許の有効期間は、施行規則第7条第7号又は第9条に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(5) [同左]

「ア 同左]

イ 免許申請書等の記載方法

「(ア) 略]

- (イ) 申請者が(2)のアの者を代表者とする社団であるときは、<u>無線局事項書及び工</u> 事設計書に外国の相当する資格及びその資格の取得国名が記載されていること。
- (ウ) 本邦に在留することを認められた期間に満たない期間を免許の有効期間として 希望する場合は、その希望する期間が無線局事項書及び工事設計書に記載されてい ること。
- 19 外国の相当する資格を取得した日本人が開設するアマチュア局

[(1) 略]

(2) 免許の有効期間

施行規則に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれ に満たない場合は、その期間とすること。

(3) 免許申請手続における資料提出

<u>書類等により</u>、次の事項が確認できるものであること。

「ア・イ 略]

- 20 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局
 - (1) 行事等は、次に掲げるものであること。<u>また、当該行事等の主催者、後援をする者又は協賛等をする者は、それぞれ当該行事等を主催、後援、協賛等するものとして適切なものであること。</u>
 - ア 国、独立行政法人、地方公共団体(教育委員会を含む。)、連盟、公益社団法人若し くは公益財団法人又はその他これらに準ずると総務大臣又は総合通信局長が認めるも のが、主催、後援、協賛等をしているもの
 - イ 学校教育法第1条の学校が、当該学校の行事として主催等しているもの。ただし、本規定によるアマチュア局の運用は、当該アマチュア局の構成員のうち当該学校の児童、生徒及び学生並びに教職員(施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用の体験運用者にあっては、当該学校及び当該学校以外の児童、生徒及び学生並びに教職員を含む。)に限る。
 - (2) 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有する ものであること。また、特定の関係者だけでなく、地域や社会全体に社会的利益をもたら すものであること。

「(3) 略]

- (4) 当該アマチュア局の運用について、主催者や免許人等が、インターネットの利用その他の方法により、広く一般に周知広報を行うものであること。
- (5) 当該アマチュア局の運用について、その期間中、積極的な運用が行われるものであり、かつ、公開運用又は施行規則第34条の10に基づくアマチュア無線の体験運用を行うものであること。
- (6) [略]
- (7) 「略]
- (8) 当該アマチュア局の運用期間は、行事等の開催期間からみて必要かつ適当な最短期間とし、かつ、1年以内とすること。
- (9) アマチュア局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意を得ていることが確認できるもので<u>あること。</u>
- (10) 運用計画書等の書類により、運用スケジュール、運用体制及び上記のすべての事項に

[(ア) 同左]

- (イ) 申請者が(2)のアの者を代表者とする社団であるときは、<u>無線局事項書の8の</u> 欄は外国の相当する資格及びその資格の取得国名が記載されていること。
- (ウ) 本邦に在留することを認められた期間に満たない期間を免許の有効期間として 希望する場合は、その希望する期間が<u>無線局事項書の7の欄に</u>記載されていること。
- 21 外国の相当する資格を取得した日本人が開設するアマチュア局について

[(1) 同左]

(2) [同左]

<u>免許の有効期間は、施行規則第7条第7号</u>に規定する期間とすること。ただし、外国の相当する資格の有効期間がこれに満たない場合は、その期間とすること。

(3) 「同左〕

法第7条第6項の規定に基づき、資料の提出を求め、次の事項を確認するものとする。 「ア・イ 同左]

22 [同左]

(1) 行事等は、<u>国、地方公共団体又は公益的団体が主催、後援、協賛等をしているもの</u>であること。

(2) 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、相当の公共性を有するものであること。

「(3) 同左]

「新設]

[新設]

- (4) [同左]
- (5) 「同左]
- (6) その運用期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。
- (7) アマチュア局を行事等の開催地内に設置する場合は、当該行事等の主催者からの同意を得ていることが確認できるものであり、必要に応じて書類によりその旨が確認できるものであること。

ついて確認ができるものであること。

[削る]

[削る]

- 21 無線従事者選解任届について
 - (1) 個人局は、免許人が無線従事者であることから、資格、無線従事者免許証の番号等を 記載した申請書類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。 また、無線従事規則第46条又は第50条に規定する申請と同時に申請が行われた場合に あっては、無線従事者規則第46条又は第50条の規定に基づく申請書類を提出することに よって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。
 - (2) 社団局の免許申請においては、免許規則第5条第2項により、社団の構成員に関する 事項を記載した書類の提出を義務付けており、社団局を免許した後、提出済みの当該書類 の記載事項に変更がなければ、当該書類を無線従事者選任届とみなす。

- 23 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア 局
 - (1) 次の条件に適合すること。
 - <u>ア</u> 申請者は、科学技術に対する理解と関心を深めること及び教育に資することを目的 として通信を行おうとする社団であること。
 - ✓ 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空 宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ているものであること。
 - <u>ウ</u> 教育委員会又は都道府県知事若しくは市町村長その他これらに類する者が国際宇宙 基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、教育に資するものとして、 自ら主催するもの又は後援、推薦等をしているものであること。
 - エ 立ち会う無線従事者が、確認できるものであること。
 - オ 開設期間は、イの同意内容から見て適当なものであること。
 - (2) 次に掲げる事項を確認できる書類を申請書に添付するものであること。
 - ア 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことについて、アメリカ航空 宇宙局が承認した組織から予定日時等の割当ての同意を得ていることを証明する書類

 - ウ 立ち会う無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載した書類
- 24 無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局
 - (1) 次の条件に適合すること。
 - <u>ア</u> 申請者は、営利を目的とするものでなく、無線技術に対する理解と関心を深めることを目的として通信を行おうとする社団であること。
 - <u>イ</u> 行事等の趣旨・内容等は、政治的又は宗教的なものではなく、並びに相当の公共性を 有するものであること。
 - ウ 無線従事者が立ち会うものであること。
 - エ 開設期間は、行事等の開催期間からみて適当なものであること。
 - (2) 次に掲げる事項を確認できる書類を申請書に添付するものであること。
 - ア 立ち会う無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載した書類
 - <u>イ</u> 当該行事等に伴う無線局の開設について主催者の同意を得ていることが確認できる 書類
- 25 [同左]

個人局は、免許人が無線従事者であることから、資格、<u>免許番号等を記載した免許申請書</u>類を提出することによって、無線従事者選任届を提出したものとみなす。

社団局の免許申請においては、免許規則第5条第2項により、社団の構成員に関する事項 (氏名及び無線従事者免許証の番号)を記載した書類の提出を義務付けていることから、社 団のアマチュア局を免許した後、提出済みの当該書類の記載事項に変更がなければ、当該書 類を無線従事者選任届とみなす。

22 移動しない局と移動する局について

- (1) 同一の無線設備を共用して、<u>移動しない局</u>と移動する局との二重免許を受けることはできないものとする。
- (2) 同一人が開設する移動しない局と移動する局については、その無線設備の設置場所又は常置場所が同一である場合は、呼出符号は、二以上の局に対し同一のものを指定すること。
- (3) 移動しない局を移動する局に又は移動する局を移動しない局に転換する場合は、法第 17条の規定による無線設備の設置場所の変更の許可として取り扱うことができる。この 場合、法第18条に規定する検査については、前者の場合はこれを行わず、後者の場合は行うものとする。
- (4) <u>移動する局</u>がその常置場所又はあらかじめ予定する地点に設置した固定の空中線等を使用することは、無線局事項書及び工事設計書において記載を要さない事項としている ことから、支障ない。

[削る]

26 移動運用のアマチュア局・固定運用のアマチュア局について

- (1) 同一の無線設備を共用して、<u>固定した局</u>と移動する局との二重免許を受けることはできないものであること。
- (2) 同一人が開設する<u>固定した局</u>と移動する局については、その無線設備の設置場所又は 常置場所が同一である場合は、呼出符号は、二以上の局に対し同一のものを<u>与えるもの</u> とすること。
- (3) <u>固定した局</u>を移動する局に又は移動する局を<u>固定した局</u>に転換する場合は、法第17条 の規定による無線設備の設置場所の変更の許可として取り扱うことができること。この <u>場合</u>法第18条に規定する検査については、前者の場合はこれを行わず、後者の場合は行うものであること(下記「注」参照)。
- (4) <u>移動するアマチュア局</u>がその常置場所又はあらかじめ予定する地点に設置した固定の空中線又はき電線柱を使用することは、これらの設備は免許規則において無線設備の工<u>事設計の範囲外とされているから</u>、支障ない。 (注)

1 移動するアマチュア局の無線設備の設置場所について

- (1) 陸上移動局の無線設備の設置場所については、すでに移動体をもって無線設備の設置場所と概念するものと解釈され、これとともに、移動範囲は設置場所ではないが設置場所を補充するものであり、基本的に重要なものであるから、法第17条にいう設置場所の変更の場合に対する規律を類推適用して許可に係らせる。しかし検査すべき実体を欠いており、検査を行う意味がないので、法第18条の検査は行わないものとされている。
- (2) 移動する局の設置場所については、その性質上、陸上移動局に準じて取り扱うことが最も妥当であり、この場合固定した局も移動する局も免許の単位としては免許規則第2条により等しくアマチュア局であって両者の間には単に設置場所に相違があるに過ぎないと解すべきである。
 - したがって、固定した局と移動する局との転換は、設置場所に関する免許の内容の変更として、法第17条の規定を適用するものである。

2 検査について

- (1) 無線設備の設置場所の変更に対する変更検査を行う趣旨は、変更後の場所を確認するにあると考えるべきである。しかして移動する局の設置場所たる移動体は、無線局開設に関する申請書に記載を要求しておらず、したがってその変更は、免許人の自由に任せられているので、固定した局から移動する局に転換する場合の設置場所の変更に対しては、条理上検査を行うことの意義がないものである。
 - <u>これに対し、移動する局から固定した局に転換した場合は、場所として監理の対象となったものであるから、一般の固定局等の設置場所の変更と同様に、これを確認するための検査を行う必要がある。</u>
- (2) 固定した局から移動する局に転換するときは、装置の数あるいは空中線電力等 は移動する局としての免許の単位又は無線設備等に関する諸条件を満足している ものでなければならず、これに抵触するものであれば、指定の変更又は無線設備の 変更の工事に関する諸手続を経たものでなければならない。
- (3) 移動する局から固定した局への転換は、従来のままの免許の内容をもって行い、 固定した局としての設備条件等は、その後の変更として別の手続を要するものであ り、必要があるときは、この変更について許可とそれに伴う検査が行われるもので

- 23 同一人が二以上のアマチュア局を開設することを希望する場合の免許について「(1) 略]
 - (2) 同一人から同一設置場所又は常置場所において、既免許のアマチュア局を含め2以上の移動しない局又は2以上の移動する局に係る開設申請が提出された場合には、当該申請者に対し、複数局開設の意思があることを確認する。
 - (3) 指定の呼出符号が<u>アマチュア業務</u>にとって著しく不都合のものであるときは、その事情をよく検討の上、法第19条の規定により変更すること。
- 24 アマチュア局の遠隔操作

次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

「(1) · (2) 略]

(3) [略]

「ア 略]

イ インターネット (有線LAN及び無線LANを含む。以下第15の24において同じ。) の利用 により遠隔操作を行う場合であって、次の(r)及び(r)の要件に適合するもの (r)0、(r)0、(r)1、(r)2、(r)3、(r)4、(r)5 の利用

「(4) 略]

(5) 無線局事項書及び工事設計書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法 (専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること((3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。)。

「(6) 略]

- (7) 電波の送信の地点(設置場所又は常置場所に限る。)と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有又は管理する一の構内である場合は、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限り、遠隔操作には該当しないものとする。
- 25 アマチュア局と公衆網の接続について

接続に係る基本的要件

電気通信事業者が電気通信事業<u>法第52条第1項又は第70条第1項の規定に基づき</u>、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

「削る]

注1 公衆網に接続するアマチュア局について

(1) アマチュア業務(施行規則第3条第1項第15号)に合致するものであること。なお、アマチュア業務に合致するかは、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容等を総

ある。

27 [同左]

- [(1) 同左]
- (2) 同一人から同一設置場所又は常置場所において、既免許のアマチュア局を含め2以上の<u>固定する局</u>又は2以上の移動する局に係る開設申請が提出された場合には、当該申請者に対し、複数局開設の意思があることを確認する。
- (3) 指定の呼出符号がアマチュアにとって著しく不都合のものであるときは、その事情をよく検討の上、法第19条の規定により変更する。
- 28 <u>アマチュア局の遠隔操作(人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備の遠隔操作を除</u>く。)について次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

「(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

[ア 同左]

イ $\underline{A \lor y - x \lor v}$ の利用により遠隔操作を行う場合であって、次の(P)及び(A)の要件に適合するもの

「(ア)・(イ) 同左]

[(4) 同左]

(5) 無線局事項書の参考事項の欄に、遠隔操作が行われること及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として(1)及び(3)イに掲げる要件に適合することを説明した書類を添付するものであること((3)イについてはインターネットの利用の場合に限る。)。

[(6) 同左]

「新設]

29 [同左]

接続に係る基本的要件

電気通信事業者が電気通信事業<u>法第70条第1項に基づき</u>、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

注1 法令に係る制約

ア 電波法

電気通信事業者回線と接続されても、法第52条の目的外使用の禁止は、当然適用 されることから、免許状に記載された無線局の目的又は通信事項の範囲を超える運 用を行うことはできず、同条に違反して無線局の運用を行った場合には、法第110条 の罰則が適用される。

イ 電気通信事業法

事業性が認められた場合には、電気通信事業法第9条の規定に違反し、同法第177条の罰則規定が適用される。

合的に判断するものとする。

- (2) <u>免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、アマチュア局の運用をすることはできない。</u>
- (3) 免許人の意思及び責任に基づき、アマチュア局の無線設備と電気通信回線設備との 接続及び切断をするものであること。
- (4) アマチュア局の無線設備と電気通信回線設備との接続及び切断を、免許人が直ちに 行うことができるものであること。
- (5) 免許人が、アマチュア局の無線設備を直ちに操作できるものであること。
- (6) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。
- (7) アマチュア局の運用について、電波法令に違反しないよう適切な管理を行っている ものであること。

[削る]

- 注2 公衆網に接続されたアマチュア局と当該公衆網を使用して通信を行う者について
- (1) 公衆網に接続されたアマチュア局の無線設備を操作することができる無線従事者 資格を有すること。
- (2) 公衆網に接続されたアマチュア局の無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、当該アマチュア局の無線設備は、当該公衆網に自動的に接続するものでないこと。
- (3) データベースへのアクセス、電子掲示板への書込み等一度電子的に蓄積して送信する場合については、無線従事者資格は不要とする。

「削る〕

注 2 無線通信規則

法第3条の規定により、無線通信規則第25.3号及び第25.4号の規定を適用し、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできない。 「新設」

注3 その他の注意事項等

- アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならない (法第39条の13) ことから、通話は通信操作に該当するため、通話者には資格が必要となる。
- イ 根本基準第6条の2第3号

「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」については、免許人以外の者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかは無線局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものである。

ウ 運用規則第259条

この規定は、特にアマチュア局に限り設けられているものである。当該規定は、通信の相手方が不特定多数のアマチュア局である等の特徴から、他の自営の無線局と比較して違法運用の可能性が高いと考えられるため、これを排除するための為念規定である。

したがって、当該規定の解釈は、根本基準の規定である「免許人以外の者の使用に供するものでないこと」の解釈を準用し、免許人以外の者の通信の用に供することを目的として行われることを禁止する趣旨であり、免許人に関係する通信の場合、それが認められるかどうかはアマチュア局の目的及び通信事項に合致するかどうかで判断されるものであり、この点においてアマチュア局以外の無線局の場合と同様である。

エ 国際通信の伝送

注3 端末設備又は自営電気通信設備の電気通信回線設備への接続については、電気通信事業法令を遵守しなければならない。

「削る]

根本基準第6条の2第3号及び運用規則第259条の解釈から、公衆網と接続した 適法なアマチュア業務の通報は、他の無線局種の場合と同様に免許人以外の者の使 用に供するものではない(他人の依頼によるものではない)もののみ許されると整 理される。

一方、無線通信規則第25.3号に規定される「第三者通信」の概念には、我が国に おいて他人のための通信と整理されるもののほか免許人のための通信と整理され るものも含まれると考えられる。

したがって国際的な規制との整合性を図る観点から、免許人が自ら行う免許人の ための通信を除き、国際通信の伝送はできないこととする。

才 電気通信事業法令関係

端末設備又は自営電気通信設備の電気通信回線設備への接続及びその他電気通信事業法令関係に係る規制については、当該法令を遵守しなければならない。

「新設]

注4 接続の形態と電波法令に適合するかどうかの判断(例)

【形熊1】

Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局がインターネットにアクセス



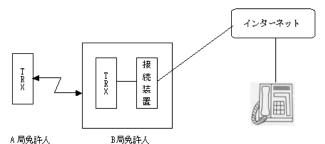
A 局免許人

B局免許人

- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続するものであること。 (B局の免許人は、A局の免許人がインターネットに接続することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること。(B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、自局を運用する場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)
- ④ その他、電波法令を遵守していること。
- ⑤ データベースへのアクセスのほか、電子掲示板への書込み等一度電子的に蓄積 して送信するものについては、資格は不要である。

【形態1'】

B局が電気通信事業者回線に接続することにより、A局がインターネット電話等にアクセス

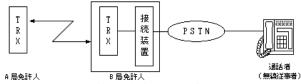


①~④ <u>形態1</u>と同じ。

- ⑤ なお、インターネット電話等リアルタイムで通信するものについては、B局の うち運用する無線設備を操作できる無線従事者が必要である。
- ⑥ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者 であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものでな いこと。

【形態2】

Bアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、Aアマチュア局が通話者と通信



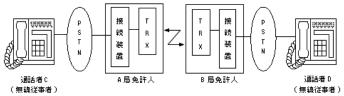
- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② B局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。(B局の免許人は、A局の免許人が通話者と通信することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ B局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作できる状態にあること(B局の免許人は、電気通信事業者回線と接続し、通話者が通信操作を行う場合においても、電波法令に違反しないように、自局を管理していること。)。
- ④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者はB局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる資格を有していること。
- ⑤ 通話者がB局の無線設備のうち接続される無線設備を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、B局において自動的に接続するものでないこと。
- ⑥ その他、電波法令を遵守していること。

【形態3】

Aアマチュア局及びBアマチュア局が電気通信事業者回線に接続することにより、通話者Cと通話者Dが通信

<u>26</u> [略] [削る]

[図15─1~15─3 略] 「削る]



- ① アマチュア局の目的、通信事項の範囲内であること。
- ② A局及びB局の免許人の意思に基づき、電気通信事業者回線に接続及び切断するものであること。(A局及びB局の免許人は、通話者Cと通話者Dが通信することについて、アマチュア局の免許人として個人的な興味を持っていること。)
- ③ A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行う ことができる状態にあること並びに電波を発射している無線設備を直ちに操作 できる状態にあること。(A局及びB局の免許人は、電気通信事業者回線と接続 し、それぞれ通話者C及びDが通信操作を行う場合においても、電波法令に違反 しないように、自局を管理していること。)
- ④ 当然に無資格操作は認められないため、通話者C及びDは、それぞれA局及び B局の無線設備のうち運用する無線設備を操作できる資格を有していること。
- ⑤ 通話者CがA局の、又は通話者DがB局の無線設備のうち接続される無線設備 を操作できる無線従事者であることが確実である場合を除き、それぞれA局又 はB局において自動的に接続するものでないこと。
- ⑥ その他、電波法令を遵守していること。
- 0 [同左]
- 31 不法に無線局を開設して告発された者の申請に係る免許等について
 - (1) アマチュア局の免許申請中の者が、その予備免許前の違法行為について無線従事者として行政処分の客体となった場合は、その行政処分が決定するまで、予備免許の附与を留保し行政処分決定後は、次による。
 - <u>ア</u> 申請者が、従事停止処分に附せられたときにおいて、予備免許を与えることはできる。ただし、その従事停止の期間が経過した後に与える。
 - <u>イ</u> <u>申請者が無線従事者の免許を取り消されたときは、アマチュア局の免許を附与して</u> も、その局の運用が不可能であることを理由として免許を拒否する。
 - (2) 既に予備免許又は免許を与えられた者がその予備免許前の違法行為について、無線従 事者として行政処分の客体となった場合は、次による。
 - ア 予備免許中のもので処分決定前に工事落成届が提出された場合は、その違法行為の 内容が軽微であって、前例に微し、従事停止程度の処分にとどまるものと推定し得る ときは、落成後の検査を経て免許を与えることができるが、違法行為が悪質であって、 従事者免許の取消処分に附せられるものについては、免許を拒否する。
 - <u>イ</u> 既に免許を与えられている者が、従事者免許の取消処分に付せられた場合は、再び 無線従事者免許を取得するまでの間は運用を休止しなければならないこととなる。ま た、この場合、再免許の時期に、アマチュア局の免許の可否について考慮する。

「図15-1~15-3 同左]

(参考) ゲストオペレーターについて

(1) 「アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有する者」とは、法第39条

第15の2 アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局に限る。)

- 1 人工衛星等のアマチュア局は、第15の2により審査を行うほか、「第15 アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)」を準用して審査を行うとともに、人工衛星に開設するアマチュア局については「第24 人工衛星局」、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局については「第25 地球局及び携帯基地地球局」を準用して審査を行う。
- 2 無線局の目的、通信事項、無線局の開設を必要とする理由及び通信内容等
 - (1) これらのすべてが、アマチュア業務(施行規則第3条第1項第15号)に合致するものであること。なお、アマチュア業務に合致するかは、反復・継続性、営利性、組織的利用、通信内容等について総合的に判断するものとする。
 - (2) 当該アマチュア局の運用により、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展に寄与するものであること。
 - (3) 他のアマチュア局の免許人が人工衛星に開設するアマチュア局と円滑に通信できるように、アマチュア無線関係団体等への情報提供、インターネットの利用その他の手段による周知広報等について、具体的な手法が確認できるものであること。
 - (4) 複合ミッションで人工衛星にアマチュア無線以外の通信システムを搭載する場合、アマチュア無線による通信システムと他の通信システムが独立しており、無線通信業務間の接続が行われていないこと。他の無線通信業務との組み合わせ運用は認めない。
- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (1) 申請内容は、国際調整の範囲内であり、次の書類により確認ができるものであること。
 - ア 国際アマチュア無線連合 (IARU) との国際運用調整の結果
 - \underline{I} アの調整結果の範囲内で作成された国際調整資料 (国際電気通信連合 (ITU) 事前公表資料 (API))
 - (2) 次の書類により確認ができるものであること。
 - ア 発射する電波の変調方式及び伝送情報に関する資料
 - イ 占有周波数帯幅の根拠を示す資料
 - ウ 空中線電力の根拠を示す資料
 - (3) 別表1に掲げる範囲内、かつ、必要最小のものを原則とし、個別に指定する。
- 4 人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局は、移動しない 局であること。

ただし、運用上やむを得ない事情があり特にその必要が認められる場合であって、人工衛星に開設するアマチュア局の制御等に支障がないことが確認でき、かつ、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、移動する局とすることができる。ただし、この場合において

- の13ただし書により、外国の相当する資格を有する者を含むものであること。
- (2) 運用する者は、自らアマチュア局を開設している必要はないこと。
- (3) 連絡設定(呼出し又は応答)及び運用規則第30条に規定するコールサインの送信に当たっては、当該免許人のものを使用するものであること。
 - なお、社団局の場合と同様に、免許人のコールサインの後に運用者のコールサイン又は名前を送信することについては支障ない。
- (4) 本制度を利用し運用した場合は、「免許人の運用とするもの」であることから、法令 に規定する運用方法を逸脱した場合は、運用者だけでなく免許人も責任を問われること がある。

は、具体的な操作場所を明記するため、「この周波数の使用は、常置場所及び(場所を記載) に停止して運用する場合に限る。」旨の附款を付する。

- 5 無線設備
 - (1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。
 - (2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置しているものであること。
 - (3) 人工衛星のコマンド制御ができなくなった場合に、人工衛星に開設するアマチュア局 の無線設備を停止する手段を搭載していること。
 - (4) 電波が停波できなくなった場合及び電波の発射の停止を求められた場合、速やかに電波の発射を停止できる機能を有すること。
 - (5) 人工衛星等のアマチュア局の送信装置には、第15の26のとおり、人工衛星の制御回線を除き、設備規則第18条第2項に基づき通信に秘匿性を与える機能を有してはならず、通信内容は、他のアマチュア局が聴取できるものであること。
- <u>6</u> 運用中は、免許人が常時、無線設備を監視及び制御をしているものであり、その具体的措置が確認できるものであること。
- 7 電波が停波できなくなった場合及び電波の発射の停止を求められた場合、速やかに電波の発射を停止できる体制を有すること。
- <u>8</u> 人工衛星に開設するアマチュア局は、第15の規定にかかわらず、アマチュア業務の中継用無線局として開設することができる。
- 9 運用計画書等の書類により、上記のすべての事項について確認ができるものであること。 [第16~第26 略]

別紙3 無線従事者関係審査基準

「1 略]

2 無線従事者養成課程

「(1)~(6) 略]

(7) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。

ア 当該養成課程の実施場所 (随時受講型授業又は同時・随時受講型授業 (随時受講型授業に係る部分に限る。) の場合にあっては、当該養成課程の受講者の受講状況を確認できる場所) に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。 「イ・ウ 略]

[(8) 略]

(9) 養成計画の実施に必要な教室(附属設備を含む。)及び機器の使用が可能であること。 随時受講型授業又は同時・随時受講型授業(随時受講型授業に係る部分に限る。)の場合 にあっては、認定施設者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と当該養成課程 の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織が当該 養成課程を適正に実施するに足りる能力を有するものであること。

[(10)~(17) 略]

(18) 修了試験を追加して行う場合は、当該試験は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

ア [略]

「(ア)・(イ) 略]

(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了

[第16~第26 同左]

別紙3 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

「(1)~(6) 同左]

(7) 「同左〕

ア 当該養成課程の実施場所 (<u>随時受講型授業</u>の場合にあっては、当該養成課程の受講者 の受講状況を確認できる場所) に随時赴き、その実施について容易に管理監督すること ができること。

「イ・ウ 同左]

[(8) 同左]

(9) 養成計画の実施に必要な教室(附属設備を含む。)及び機器の使用が可能であること。 随時受講型授業の場合にあっては、認定施設者の使用に係る電子計算機(入出力装置を 含む。)と当該養成課程の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織が当該養成課程を適正に実施するに足りる能力を有するものであること。

[(10)~(17) 同左]

(18) [同左]

ア 「同左〕

「(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了 |

```
| 試験を受けることができなかった者で補講を受けたもの(同時受講型授業又は同時・
| 随時受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。)の場合に限る。)
| [イ 略]
| [(19)~(23) 略]
| [別表 2-(1)~別表 2-(4) 略]
| [3~9 略]
```

附則

この訓令は、令和 5 年 3 月 22日から施行する。ただし、別紙 1 第 15 の 5 、6 、8 、18 及び 21 の改正規定、改正前の審査基準別紙第 1 第 15 の 5 、12 、13 、14 及び 15 を削る改正規定については、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

○総務省訓令第11号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年3月22日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正後 改正前 別表3 (第8章関係) 識別信号の指定基準 別表3 (第8章関係) 識別信号の指定基準 表 1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準 表 1 「同左〕 「1~18 同左〕 「1∼18 略] 19 アマチュア局 19 [同左] (1) (2)、(3)及び(4)以外のもの (1) (2)(3)及び(4)以外のもの 「表略] [表同左] 注 注 [1~5 略] [1~5 同左] 6 アマチュア局の呼出符号は、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の 6 アマチュア局の廃止又は免許の失効によって使用されなくなった呼出符号は、当該呼 出符号の指定を受けていた者が再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事 日から6か月間は、当該期間の直前に当該呼出符号の指定を受けていた者以外の者が当 該呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請するアマチュア局には指定 項変更申請が行われた場合において、当該呼出符号を指定することができる。 しない。 なお、廃止等されたアマチュア局の呼出符号は、原則として、廃止後6か月以内は、当 該アマチュア局の免許人だった者以外の者が開設するアマチュア局には指定しない。 また、外国人が開設するアマチュア局で、次表の呼出符号の指定を受けていた者が廃止 又は免許の失効の後、再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申 請が行われた場合は、当該呼出符号を指定することができる。 7 アマチュア局の廃止又は免許の有効期間満了によって使用されなくなった呼出符号は 「新設] 当該呼出符号の指定を受けていた者から再びその呼出符号の指定を希望して免許申請 又は指定事項変更申請がなされた場合であって、当該呼出符号が当該者以外の者に指定 されておらず、かつ、当該者が過去に開設していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を 受けていた事実が確認できた場合は、当該呼出符号を指定することができる。 なお、当該者が過去に開設していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を受けていた 事実が確認できない場合は、申請者に証明書類の提出を求め確認するものとする。 8 外国人が開設するアマチュア局(次表の呼出符号の指定を受けていた者が開設するも [新設] のに限る。) の廃止又は免許の有効期間満了の後、当該呼出符号の指定を受けていた者か ら再びその呼出符号の指定を希望して免許申請又は指定事項変更申請がなされた場合で あって、当該呼出符号が当該者以外の者に指定されておらず、かつ、当該者が過去に開設 していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を受けていた事実が確認できた場合は、当 該呼出符号を指定することができる。 なお、当該者が過去に開設していたアマチュア局が当該呼出符号の指定を受けていた 事実が確認できない場合は、申請者に証明書類の提出を求め確認するものとする。 [表略] 「表同左] [注 略] 「注 同左] 9 [略] 7 [同左]

(2) アマチュア業務の中継用無線局 (2) [同左] [表略] [表同左] 注 注

 1
 人工衛星に開設するものを除く。

 2
 [略]

 [新設] 1 [同左] 2 [同左] 3 [略] (3) アマチュア業務の中継用無線局を遠隔制御するもの (3) [同左] [表同左] [表略] 注 地方局別の数字の3文字は、ZAAから順次指定する。 1 人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔制御するものを除く。 2 地方局別の数字の次の3文字は、ZAAから順次指定する。 (4) 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局 (4) 行事等の開催に伴い、臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局、国際宇宙基地 に開設されたアマチュア局と通信を行うために臨時に開設するアマチュア局及び無線技術 に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設するアマチュア局 [表略] [表同左] 注 注 [1・2 略] [1・2 同左] 3 無線技術に対する理解と関心を深めるため社団が行事等の開催に伴い臨時に開設す [削る] るアマチュア局に指定する場合にあっては、呼出符号の地方局別の数字の次の3文字 がYAAからZZZまでのものを順次指定する。 [20~24 同左] [20~24 略]

附 則

この訓令は、令和5年3月22日から施行する。